

東京大学

目 次

I	認証評価結果	2-(7)-3
II	基準ごとの評価	2-(7)-4
	基準1 大学の目的	2-(7)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(7)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(7)-13
	基準4 学生の受入	2-(7)-18
	基準5 教育内容及び方法	2-(7)-22
	基準6 教育の成果	2-(7)-39
	基準7 学生支援等	2-(7)-42
	基準8 施設・設備	2-(7)-48
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(7)-51
	基準10 財務	2-(7)-54
	基準11 管理運営	2-(7)-57
<参 考>		2-(7)-63
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-65
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-66
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-67
iv	自己評価書等	2-(7)-75
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(7)-76

I 認証評価結果

東京大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養学部を置く体制を堅持して実践する幅広いリベラル・アーツ教育は、当該大学の大きな特徴であり、「レイト・スペシャリゼーション」の理念に基づき、専門分野にとらわれない幅広い教養を獲得している。
- 多様な専門領域と有機的に結合する柔軟な学部教育システムを実現することを目指して、「2層の学部教育体制」が有機的かつ効果的な接続を実現しており、当該大学の大きな特徴となっている。
- 生命科学教育の重要性を勘案し、学部から大学院までを見通した教育カリキュラムの中で、生命科学教育を実施するために、生命科学構造化センターを設立し、教材開発等を積極的に行っている。
- 教育改革に積極的に取り組み、文部科学省の各種教育改革プログラムにおいて、教育G P 1件、特色G P 1件、現代G P 2件、大学院G P 3件、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」7件、「がんプロフェSSIONAL養成プラン」1件、「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」1件、「派遣型高度人材育成協同プラン」1件、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」2件、「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」1件、「専門職大学院等教育推進プログラム」1件、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」1件が採択されている。
- 文部科学省21世紀COEプログラムに平成14年度に11件、平成15年度に15件、平成16年度に2件が採択され、研究成果が大学院教育に反映されている。
- 文部科学省グローバルCOEプログラムに平成19年度に6件、平成20年度に10件が採択され、研究成果を大学院教育に活かしている。また、平成21年度にも1件採択されている。
- バリアフリー支援室、駒場コミュニケーション・プラザ、学生相談所、精神保健支援室の設置、学生教育研究災害傷害保険料の大学負担など、学生に対する幅広い生活支援が行われている。
- 駒場アクティブラーニングスタジオなど、ICTを活用した先端的な教育環境の整備を推進している。
- 学部前期課程ではU T a s k - W e bを、学部後期課程及び研究科等ではU T - m a t eを構築し、学籍、履修登録状況、成績等を一元的に管理し、教育活動の実態を示すデータを蓄積している。
- 『東京大学職員キャリアガイド』、『東京大学幹部職員行動指針』及び『新人職員応援ブック』を作成し、全職員が自己研鑽及びキャリア形成のための資料として活用することができるようにしている。
- 保育施設の開設、ポジティブ・アクションの策定など、男女共同参画の取組を全学的に推進している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
- 学士課程においてシラバスの記述が十分でない科目が散見される。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 当該大学は、「世界の中の東京大学」としての基本理念を掲げ情報発信しているが、海外向けの内容に一層具体性を加えることが期待される。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は、「世界の中の東京大学」としての基本理念を大学憲章に掲げ、教育研究活動における理念、目標を明らかにしている。本憲章では、「東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者的精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する」ことを教育の目標として掲げている。

また、学部通則において、「学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部規則に定めるものとする」と規定しており、各学部では、大学の理念・目標を踏まえ、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確に定め、各学部規則に明示している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学院では、大学院学則及び大学院専門職学位課程規則において、課程ごとの目的を定めている。

また、大学憲章に示されている大学の理念・目標を踏まえ、研究科等ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各研究科等規則に定めている。

これらの内容は、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に合致している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該大学の基本理念・目標等は、大学憲章等に明記しており、教職員に対しては大学概要、大学院便覧等の刊行物やウェブサイトに加えて、新任教職員等の研修会等を通じて周知している。

学生に対しては、入学式の総長式辞において大学憲章等を挙げ、大学構成員としての意識付けを行っているほか、学部便覧、大学院便覧の配付、入進学時のガイダンス等を通じて周知している。

当該大学で学ぶことを希望する者を含む社会に対しては、大学説明会、大学院入試説明会、オープンキャン

ンパスにおける大学概要、大学案内等の刊行物の配布やウェブサイトを通じて広く公表している。また、大学院の目的は、大学院入試の募集要項等に明記している。

さらに、英語、中国語、韓国語版のウェブサイト等を通じて、海外に向けた情報発信を推進している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 当該大学は、「世界の中の東京大学」としての基本理念を掲げ情報発信しているが、海外向けの内容に一層具体性を加えることが期待される。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、

〔前期課程（教養学部）〕

- ・ 教養学部（前期課程）

6科類：文科一類、文科二類、文科三類、理科一類、理科二類、理科三類

〔後期課程（専門学部）〕

- ・ 法学部

3科類：第1類、第2類、第3類

- ・ 医学部

2学科：医学科、健康科学・看護学科

- ・ 工学部

16学科：社会基盤学科、建築学科、都市工学科、機械工学科、機械情報工学科、航空宇宙工学科、精密工学科、電子情報工学科、電気電子工学科、物理工学科、計数工学科、マテリアル工学科、応用化学科、化学システム工学科、化学生命工学科、システム創成学科

- ・ 文学部

4学科：思想文化学科、歴史文化学科、言語文化学科、行動文化学科

- ・ 理学部

10学科：数学科、情報科学科、物理学科、天文学科、地球惑星物理学科、地球惑星環境学科、化学科、生物化学科、生物学科、生物情報科学科

- ・ 農学部

3課程：応用生命科学課程、環境資源科学課程、獣医学課程

- ・ 経済学部

3学科：経済学科、経営学科、金融学科

- ・ 教養学部（後期課程）

6学科：超域文化科学科、地域文化研究学科、総合社会科学科、基礎科学科、広域科学科、生命・認知科学科

- ・ 教育学部

1学科：総合教育科学科

- ・ 薬学部

2 学科：薬科学科、薬学科

により構成されている。

当該大学は、「学部教育において、幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現」することを憲章に掲げ、1、2年次生を対象とする前期課程教育（教養教育）の責任部局として教養学部を置く教育体制を堅持している。

前期課程・後期課程からなる「2層の学部教育体制」は、教養教育を重視した「レイト・スペシャリゼーション」の理念に基づく当該大学の大きな特徴である。

学生は、文科一類、二類、三類、理科一類、二類、三類の6科類に分かれて入学し、入学後、最初の2年間を前期課程（教養学部）で学び、3年次生から後期課程（専門学部）に進学する。

後期課程は、法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部、教育学部及び薬学部の10学部で構成されており、総合大学の特性を活かし、人文社会から自然科学にわたる広範な専門教育の実施を可能としている。

各学部では、それぞれの教育研究上の目的に照らして、学科・コース等を編成している。例えば、法学部では、法学と政治学を一对とした共通の専門教育を基礎としつつ、多様な専門科目の系統的な学習を導くために、学科ではなく、第1類（私法）、第2類（公法）、第3類（政治）の3つのコースを設け、学生が各自の知的関心と将来の志望に応じて自由にコースを選択できるようにしている。各コースに定員枠は設けず、学生の志望の変更や学問的関心の変化を理由とする途中での転類も可能としている。また、工学部は、16の学科で構成されており、機械系、電気系、化学系といったディシプリン型の教育を行う学科に加え、システム創成や社会基盤など、総合工学を教授する学科も設け、幅と厚みのある工学教育を進めている。

また、学科構成については、学術の動向や社会的要請の変遷を踏まえつつ、見直しを行っている。

学部の構成は、「広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者的精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。」という教育目標に即して、広範な専門教育の実施を可能としている。

これらのことから、学部及びその学科・課程等の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

前期課程教育（教養教育）の責任部局として教養学部を置いている。前期課程の教育は、教養学部組織規則第3条の規定に基づき、教養学部の教員に加え、全学の教員が授業科目を開講・担当する全学協力体制で実施している。学内非常勤講師として前期課程教育に関与している教員数は、総合文化研究科・教養学部以外の専任教員数の3割近くに及んでいる。これにより、幅広く質の高い教養教育の実現を可能としている。

前期課程の教育に関する特定の事項及び進学振分けに関する具体的な審議及び連絡を行うための全学的な組織として、全学の教育運営委員会の下に、教養学部長を長とし各学部から選出された教員からなる前期課程部会を設置し、全学的な共通理解の下、前期課程教育を運営している。

前期課程教育の運営に関する重要事項等を審議する組織として教養学部前期運営委員会を置き、将来計画の策定、学生による授業評価など、教養教育全般の改善等を推進している。授業科目の内容等の具体的な検討は、前期部会が行っている。専門領域ごとに24部会が設置され、教養学部所属する368人（平成21年5月1日現在）の専任教員は、広範な専門領域に応じて原則としていずれかの前期部会に所属（数

学部会については、数理科学研究科所属の教員をもって構成)している。前期部会には部会主任を置き、教育研究に関する重要事項については、各部会会議において審議している。なお、前期運営委員会は、教養学部長(委員長)及び各部会主任で構成されている。前期課程の授業計画、カリキュラム編成等は教養学部の教務委員会が行っている。教務委員会は、300人を超える専任教員と約1,300人の非常勤講師の授業のコマの組合せや時間帯の調整等、極めて多面的な問題の解決に当たっている。具体的には、前期課程の非常勤講師に年間24コマの教務委員会枠を設け、大人数授業の解消、専任の教員ではカバーしきれない特異な分野の授業の開設など、教務委員会の決定により機動的な運用を図っている。

さらに、教育改革・教育開発を任務とする教養教育開発機構を教養学部に設置し、「学術俯瞰講義」の創設、授業担当のための必須マニュアル『東京大学前期課程教育の理念と実践—授業担当のための必須マニュアル—』の作成・配付など、教養教育の拡充と改善を支援、促進している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学大学院は、

- ・ 人文社会系研究科
博士前期課程7専攻：基礎文化研究専攻、日本文化研究専攻、アジア文化研究専攻、欧米系文化研究専攻、社会文化研究専攻、文化資源学研究専攻、韓国朝鮮文化研究専攻
博士後期課程7専攻：基礎文化研究専攻、日本文化研究専攻、アジア文化研究専攻、欧米系文化研究専攻、社会文化研究専攻、文化資源学研究専攻、韓国朝鮮文化研究専攻
- ・ 教育学研究科
博士前期課程2専攻：総合教育科学専攻、学校教育高度化専攻
博士後期課程2専攻：総合教育科学専攻、学校教育高度化専攻
- ・ 法学政治学研究科
博士前期課程1専攻：綜合法政専攻
博士後期課程1専攻：綜合法政専攻
専門職学位課程1専攻：法曹養成専攻
- ・ 経済学研究科
博士前期課程5専攻：経済理論専攻、現代経済専攻、経営専攻、経済史専攻、金融システム専攻
博士後期課程5専攻：経済理論専攻、現代経済専攻、経営専攻、経済史専攻、金融システム専攻
- ・ 総合文化研究科
博士前期課程5専攻：言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻、広域科学専攻
博士後期課程5専攻：言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻、広域科学専攻
- ・ 理学系研究科
博士前期課程6専攻：物理学専攻、天文学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物化学専攻、生物科学専攻
博士後期課程6専攻：物理学専攻、天文学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物化学専攻、生物科学専攻

- 工学系研究科

博士前期課程 16 専攻：社会基盤学専攻、建築学専攻、都市工学専攻、機械工学専攻、精密機械工学専攻、システム創成学専攻、航空宇宙工学専攻、電気系工学専攻、物理工学専攻、マテリアル工学専攻、応用化学専攻、化学システム工学専攻、化学生命工学専攻、原子力国際専攻、バイオエンジニアリング専攻、技術経営戦略学専攻

博士後期課程 17 専攻：社会基盤学専攻、建築学専攻、都市工学専攻、機械工学専攻、精密機械工学専攻、システム創成学専攻、航空宇宙工学専攻、電気系工学専攻、物理工学専攻、マテリアル工学専攻、応用化学専攻、化学システム工学専攻、化学生命工学専攻、先端学際工学専攻、原子力国際専攻、バイオエンジニアリング専攻、技術経営戦略学専攻

専門職学位課程 1 専攻：原子力専攻

- 農学生命科学研究科

博士前期課程 11 専攻：生産・環境生物学専攻、応用生命化学専攻、応用生命工学専攻、森林科学専攻、水圏生物科学専攻、農業・資源経済学専攻、生物・環境工学専攻、生物材料科学専攻、農学国際専攻、生圏システム学専攻、応用動物科学専攻

博士後期課程 11 専攻：生産・環境生物学専攻、応用生命化学専攻、応用生命工学専攻、森林科学専攻、水圏生物科学専攻、農業・資源経済学専攻、生物・環境工学専攻、生物材料科学専攻、農学国際専攻、生圏システム学専攻、応用動物科学専攻

博士課程 1 専攻：獣医学専攻

- 医学系研究科

修士課程 1 専攻：医科学専攻

博士前期課程 2 専攻：健康科学・看護学専攻、国際保健学専攻

博士後期課程 2 専攻：健康科学・看護学専攻、国際保健学専攻

博士課程 9 専攻：分子細胞生物学専攻、機能生物学専攻、病因・病理学専攻、生体物理医学専攻、脳神経医学専攻、社会医学専攻、内科学専攻、生殖・発達・加齢医学専攻、外科学専攻

専門職学位課程 1 専攻：公共健康医学専攻

- 薬学系研究科

博士前期課程 4 専攻：分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻、統合薬学専攻

博士後期課程 4 専攻：分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻、統合薬学専攻

- 数理科学研究科

博士前期課程 1 専攻：数理科学専攻

博士後期課程 1 専攻：数理科学専攻

- 新領域創成科学研究科

博士前期課程 12 専攻：物質系専攻、先端エネルギー工学専攻、複雑理工学専攻、先端生命科学専攻、メディカルゲノム専攻、自然環境学専攻、海洋技術環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻、

情報生命科学専攻

博士後期課程 12 専攻：物質系専攻、先端エネルギー工学専攻、複雑理工学専攻、先端生命科学専攻、メディカルゲノム専攻、自然環境学専攻、海洋技術環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻、情報生命科学専攻

・ 情報理工学系研究科

博士前期課程 6 専攻：コンピュータ科学専攻、数理情報学専攻、システム情報学専攻、電子情報学専攻、知能機械情報学専攻、創造情報学専攻

博士後期課程 6 専攻：コンピュータ科学専攻、数理情報学専攻、システム情報学専攻、電子情報学専攻、知能機械情報学専攻、創造情報学専攻

・ 学際情報学府

博士前期課程 1 専攻：学際情報学専攻

博士後期課程 1 専攻：学際情報学専攻

・ 公共政策学教育部

専門職学位課程 1 専攻：公共政策学専攻

により構成されている。

学際情報学府及び公共政策学教育部は、学校教育法第 100 条ただし書に基づき、研究部と教育部を設置し、研究部を教員が所属する組織としている。数理科学研究科、新領域創成科学研究科及び情報理工学系研究科は、独立研究科である。

各研究科等では、それぞれの教育研究上の目的に照らして、専攻を構成している。専攻の構成については、学術の動向や社会的要請の変遷を踏まえつつ、見直しを行っている。

これらのことから、研究科・学府・教育部及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

多様な専門領域における教育研究を実施するため、学部・大学院に、大学設置基準第 39 条に基づき必要な附属施設を設置するとともに、基本組織規則第 44 条に基づき、教育又は研究のために必要な附属施設を学部・研究科等に設置している。

例えば、医学部附属病院は、37 の診療科、20 以上の中央部門・センターがあり、4 年次生 (M2) における系統講義、診断の基礎を学ぶ「臨床診断学実習」等の場として、5 年次生 (M3) から 6 年次生 (M4) における臨床実習等の場として機能している。また、一般病院では行われ難い重症患者や合併症の多い患者の治療・高難易度手術などを多数手がけるとともに、新しい診断法、治療法の開発や臨床応用を医学部・医学系研究科と連携しながら推進している。教育学部附属中等教育学校は、教科教育・実習オリエンテーション・実習まとめの会を担当するなど、教育実習校としての役割を果たしているほか、教育学部・教育学研究科 (学校教育高度化専攻) と連携し、中高一貫カリキュラムの研究開発、大学院学生の実地研修・研究等を実施している。

また、当該大学は、11 の附置研究所及び 17 の全学センターを擁しており、これらの附置研究所及び全学センターは、協力講座等を通じて研究科等と連携し、研究成果を教育に反映している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-1① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究活動に係る重要事項を審議するため、教育研究評議会を設置している。おおむね2か月に1回の頻度で開催し、教育研究評議会規則に定めた事項の審議を行っている。また、研究科長・学部長等からなる教育運営委員会を設置し、学部及び大学院における教育体制及び教育制度の改善・整備に関する実現方策の検討、連絡調整等を行っている。ここでの検討は、例えば、部局横断型教育プログラム開設内規の策定等に反映されている。

各学部・研究科等では、基本組織規則に基づき教授会を設置している。各教授会は、おおむね月1～2回の頻度で開催され、基本組織規則及び各教授会内規で定めた教育研究活動に係る重要事項について審議している。なお、学部教授会と研究科等教授会を同日開催し、相互の連絡調整の円滑化を図っている。また、いくつかの部局では、教授会の審議・決定事項の一部を委任する委員会等を置き、教授会運営の円滑化を図っている。例えば、新領域創成科学研究科では、各研究系に研究系会議を置き、研究科の教育研究に関する重要事項のうち、研究系に関する事項について審議し、教授会に諮る原案を議決している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-1② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

法人化以前、学部・大学院の教育に関する重要事項は、適宜、研究科長・学部長会議で議論されてきたが、法人化に際して大学の教育機能を強化するため、研究科長・学部長等からなる教育運営委員会（委員長：教育担当理事）を、常設の委員会として設置している。同委員会は原則年11回（8月を除く毎月1回）開催され、教育上の重要事項を審議している。

同委員会の下には、特定の事項を審議させるために5つの部会と1つのワーキンググループを設け、定期的に開催している。部会等の審議結果は、同委員会に報告され、全学的な意思の疎通を図っている。

また、各研究科等では、教育会議等を設置し、教育課程の編成及び授業担当に関する事項など、教育に係る重要事項を審議、議決する体制としている。加えて、教務委員会等を設置し、カリキュラム、時間割編成や、定期試験時間割の企画・立案、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の企画・立案等を検討している。

これらの委員会等での検討を通じて、例えば、平成18年度からは、全科類枠を設けて、進学振分けに際して、進路選択の自由度を高めるなど、カリキュラム改革等が行われている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 前期課程教育を学部教育の基礎として重視する立場から、前期課程教育の責任部局として教養学部

東京大学

を置く体制を堅持し、全学の教員が協力して幅広いリベラル・アーツ教育を実践し、成果を上げている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制のための基本方針は、大学憲章に則り、基本組織規則において定められている。当該大学は大学院重点化しており、教員は研究科等又は研究所に所属して教育研究活動を行うとともに、学部教育を兼担している。例えば、数理科学研究科は、理学部及び教養学部（後期課程）の教育研究に協力する体制となっており、学部教育に関する責任体制、連携体制が明確になっている。

各研究科等は、教員組織の基本単位として講座制をとっており、教育研究の高度化と学問の学際化・超域化に、大学院における教育研究が適切に対応するため、多くの研究科等において大講座制を採用している。各研究科等には、基本組織規則第31条の規定に基づき、研究科長を置いている。教育課程を遂行するための実施体制は、各研究科の編制等によりやや異なるが、それぞれ組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制となっている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

大学院重点化以降は、大学院の専任教員が兼任教員として学士課程教育の実施に当たっている。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 法学部：専任76人（うち教授63人）、非常勤22人
- ・ 医学部：専任207人（うち教授55人）、非常勤370人
- ・ 工学部：専任554人（うち教授214人）、非常勤303人
- ・ 文学部：専任126人（うち教授75人）、非常勤91人
- ・ 理学部：専任347人（うち教授125人）、非常勤59人
- ・ 農学部：専任240人（うち教授85人）、非常勤141人
- ・ 経済学部：専任54人（うち教授42人）、非常勤13人

- ・ 教養学部（後期課程）：専任 290 人（うち教授 148 人）、非常勤 165 人
- ・ 教育学部：専任 36 人（うち教授 24 人）、非常勤 49 人
- ・ 薬学部：専任 68 人（うち教授 20 人、実務家教員 4 人）、非常勤 81 人

前期課程では、学生数約 6,700 人に対し、368 人の専任教員と 1,390 人の非常勤教員が教育を担当している（「非常勤」教員とは非常勤講師、特任教員など、専任以外の教員を意味する。）。さらに、前期課程の教育は、責任部局の教養学部の教員に加え、全学の教員が授業科目を開講・担当する全学協力体制で実施することにより、専門を越えた幅広い教養教育を実現している。また、特任教員、非常勤講師を配置し、大人数授業の解消、専任の教員ではカバーしきれない特異な分野の授業の開設等を図っている。

各学部では、主要と認める授業科目（例えば、必修科目、卒業論文等）に専任の教授又は准教授を配置し、教育の質の維持・向上に努めている。例えば、文学部では、少人数授業、とりわけ「演習」を重視しており、各専修課程で演習の開講が可能のように、専任の教授または准教授を必ず配置している。また、定年等でポストが空いた、あるいは空くことが予定されている場合、その分野での授業に支障をきたさないように人事選考委員会を設置し、学部全体における教育研究分野のバランスや各研究室の将来計画及び構成教員の分野や年齢のバランス等を熟慮した上で、最適な人材を確保・配置している。

また、必要に応じて、附置研究所・全学センター等の教員の協力を得ているほか、非常勤講師等を配置し、部局の特性に応じた教育体制を構築している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 114 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 45 人

〔博士前期課程〕

- ・ 人文社会系研究科：研究指導教員 116 人（うち教授 82 人）、研究指導補助教員 26 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 24 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 法学政治学研究科：研究指導教員 49 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 50 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 総合文化研究科：研究指導教員 276 人（うち教授 155 人）、研究指導補助教員 72 人
- ・ 理学系研究科：研究指導教員 155 人（うち教授 81 人）、研究指導補助教員 94 人
- ・ 工学系研究科：研究指導教員 266 人（うち教授 137 人）、研究指導補助教員 106 人
- ・ 農学生命科学研究科：研究指導教員 141 人（うち教授 73 人）、研究指導補助教員 66 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 26 人
- ・ 薬学系研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員 45 人
- ・ 数理科学研究科：研究指導教員 54 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 新領域創成科学研究科：研究指導教員 153 人（うち教授 85 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 情報理工学系研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 学際情報学府：研究指導教員 48 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士後期課程〕

- ・ 人文社会系研究科：研究指導教員 116 人（うち教授 82 人）、研究指導補助教員 26 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 24 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 法学政治学研究科：研究指導教員 81 人（うち教授 68 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 50 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 総合文化研究科：研究指導教員 276 人（うち教授 155 人）、研究指導補助教員 72 人
- ・ 理学系研究科：研究指導教員 155 人（うち教授 81 人）、研究指導補助教員 94 人
- ・ 工学系研究科：研究指導教員 306 人（うち教授 164 人）、研究指導補助教員 109 人
- ・ 農学生命科学研究科：研究指導教員 141 人（うち教授 73 人）、研究指導補助教員 66 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 26 人
- ・ 薬学系研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員 45 人
- ・ 数理科学研究科：研究指導教員 54 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 新領域創成科学研究科：研究指導教員 153 人（うち教授 85 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 情報理工学系研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 学際情報学府：研究指導教員 48 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士課程〕

- ・ 農学生命科学研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 129 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 55 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 法学政治学研究科：61 人（うち教授 56 人、実務家教員 14 人）
- ・ 工学系研究科：13 人（うち教授 5 人、実務家教員 4 人）
- ・ 医学系研究科：21 人（うち教授 11 人、実務家教員 6 人）
- ・ 公共政策学教育部：20 人（うち教授 18 人、実務家教員 8 人）

また、5年以上の実務経験を有する実務家教員が必要数確保されており、高度専門職業人の養成に必要な実践的教育を可能としている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の雇用については、公募制を原則としており、性別、国籍等にとらわれない人材本位の人事政策が推進されている。

近年では、文部科学省「世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム」に平成 19 年度に採択された「数物連携宇宙研究機構」を学内での特区と位置付け、円滑な研究活動を推進するための弾力的な人事制度（外国から招聘する特任教員等に対し、能力に見合う国際水準の給与支払いが可能・契約期間の弾力化・定年年齢を超える特任教員やスタッフの雇用の特例を措置）を整備・実施している。

また、就業規則に特定有期雇用教職員の就業に関する規程を設け、有期雇用制度等を国内外の優秀な人材の採用に活用した結果、特定有期雇用の教員・研究員が 612 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）から 1,552

人（平成21年3月1日現在）に、任期規則による教員が647人（平成16年4月1日現在）から1,132人（平成21年3月1日現在）に増加している。また、任期規則による教員のうち助教で4年以下の任期の講座等に対し、年俸制を導入し、教員の流動化を図っている。

外国人教員・研究員は、48カ国347人、教員全体の6%（平成21年5月現在）である。

男女共同参画室を中心として、平成19年度採択の科学技術振興調整費（女性研究者支援モデル育成）の「東大モデル「キャリア確立の10年」支援プラン」により、保育施設の開設、ポジティブ・アクションの検討など、様々な男女共同参画のための取組を推進している。

保育施設については、当該大学が直接運営する全学対象保育園として「東大本郷けやき保育園」、「東大白金ひまわり保育園」、「東大柏どんぐり保育園」及び「東大駒場むくのき保育園」の4つの保育園を開園し、女性研究者等の研究と育児との両立を支援している。

また、女性研究者数を増やすとともに、女子学生数の増加を目指し、女子中高生のためのオープンキャンパスや大学説明会の開催に加えて、ロールモデルを紹介したDVD「東大ウーマン―理系で輝く！」を作成している。加えて、女性研究者や女子学生の情報交換の場であるコミュニティサイト「フルートFREUT」を開設している。

女性教員の在職者数に占める割合は平成20年5月時点で9.5%、平成21年5月時点で10.3%である。

サバティカル研修制度として、教員にサバティカル・リープ制度を導入している。教員の継続勤務期間が7年を経過した後ごとに、原則6か月～1年の継続した期間において自主的調査研究に専念できるものとしている。平成20年度は21人が取得している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇格は、各部局の責任において、教授会等における人事選考を実施し、各部局の専門分野の特性に応じた選考基準に基づき、研究業績、教育経験、年齢等を考慮し行っている。また、教育研究上の指導能力が例外なく考慮されており、面接に際して教育研究上の能力を評価するために模擬講義を行うこともある。

このように、学士課程においては教育上の指導能力、大学院課程においては教育研究上の指導能力が教員選考の際に考慮されている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員に係る教育研究力の向上を狙いとした当該大学独自の評価制度を構築するため、「東京大学における教員評価についての考え方」（平成20年度）を制定するとともに、教員評価制度委員会を発足させ、体制の整備を行うなど準備を進めている。

部局においても独自の取組がなされており、例えば、医学部では、教育への貢献に基づき Best Teacher's 賞を設け、学生による評価、教育改革への参加、国際評価の3つの観点から教務委員会が選考を行っている。

このほか、教員の昇給区分及び勤勉手当の支給割合の決定に当たっては、各部局において教育への貢献についても考慮しつつ、判断を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各学部・研究科等における教育内容は、当該部局が行う研究活動と密接に関連しており、各教員の研究活動を反映したものとなっている。

また、大学院課程においては、附置研究所・全学センターが協力講座等を通じ、グローバルCOEプログラム等の最先端の研究成果等を教育に反映しているほか、各学部・研究科等、附置研究所、全学センターが協力し、部局横断型教育プログラムを開設するなど、最先端の研究成果を教育に反映している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

各学部・研究科等における教務、厚生補導等に関する事務は、主に教務係等が担当している。その数は、全学で常勤182人、非常勤134人である。

また、附属図書館及び各学部・研究科等の図書室には、司書資格を持つ図書職員（常勤110人、非常勤84人）を配置し、資料提供、情報検索等の教育支援を行っている。さらに、主に理科系の学部・研究科等には、教育支援者として技術職員（常勤281人、非常勤145人）を配置し、学生への実習指導等を行っている。なお、教育に携わるスタッフには、適切な教育支援が可能となるよう研修を実施している。

TAについては、すべての研究科で実施しており、実習等の指導、監督、ゼミの指導等に活用している。平成20年度のTAの採用数は2,446人である。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「東大モデル「キャリア確立の10年」支援プラン」により、男女共同参画室を中心として、保育施設の開設、ポジティブ・アクションの策定など、男女共同参画の取組を全学的に推進している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開くことを大学憲章に掲げるとともに、広範な基礎学力を有し柔軟かつ論理的な思考に秀でた学生を受け入れるべく、学生募集要項等において入学者受入方針を明示している。また、入学希望者向けの冊子『大学案内—東京大学で学びたい人へ—』を作成し、総長からのメッセージ等を含め、入学者受入方針を公表している。大学案内（平成20年度：70,000部作成）は、大学説明会（全国7ヶ所）、オープンキャンパスのほか、見学者（中学、高校生ほか）や高等学校等に配布するとともに、ウェブサイトに掲載している。また、女子高校生向けのパンフレット『Perspectives』を作成し、女子高校生のための説明会や高等学校等で配布している。

大学院の入学者受入方針については、各専攻等の募集要項において、求める学生像、出願資格、入学者選抜方針等を明示し、ウェブサイトや入試説明会（13研究科で実施）、研究室訪問（10研究科等で実施）等を通じて周知している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程の入学者選抜は、学力試験（大学入試センター試験及び第2次学力試験）及び調査書により実施し、全国から優秀な学生を科類（文科一類～三類、理科一類～三類）ごとに受け入れている。なお、入学志願者が各科類の募集人員に対する予定倍率に達した場合は、大学入試センター試験の成績により第1段階選抜を行い、その合格者に対して第2次学力試験を行っている。また、外国学校卒業学生等を対象として特別選考を実施している。

平成21年度の学部入学者数は3,154人であり、このうち女性は590人（18.7%）、外国人は41人（1.3%）である。

大学院の入学者選抜は、筆記、口述試験の組合せにより実施している。また、社会人特別選抜、外国人特別選抜を設けている。平成21年度の大学院各研究科等における自大学進学者と他大学からの入学者の割合は、修士課程・専門職学位課程（全体）において、自大学1,649人（48.7%）、他大学1,734人（51.3%）、博士課程（全体）において、自大学966人（69.8%）、他大学417人（30.2%）である。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能し

ていると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開くという大学憲章の理念に即して、多様な学生を受け入れている。

学士課程の入学者選抜では、外国学校卒業学生等を対象として特別選考を実施しており、大学入試センター試験を免除する一方で、書類審査、小論文及び面接等を組み合わせた総合判定により入学者を選考している。

また、修業年限4年以上の大学の学部を卒業した者に対し、各学部で選考の上、後期課程への入学を許可することができることとなっている（平成21年度は37人）。なお、工学部及び農学部については、高等専門学校等卒業者を対象として、それぞれ若干名の編入学を認めている（平成21年度は高等専門学校から工学部に18人）。

大学院においては、職業経験を有する多様な社会的背景を持つ学生を受け入れることの重要性と、その社会的要請を認識し、例えば、新設専攻の工学系研究科原子力専攻・原子力国際専攻、情報理工学系研究科創造情報学専攻の博士課程など、多くの専攻等において、社会人特別選抜を実施している。社会人特別選抜では、入学志願者の多様な経験を考慮し、筆記試験、口述試験等を組み合わせて、総合的に入学者を選抜している。

また、すべての研究科等において、在職したまま社会人を受け入れる制度を整えている。さらに、多くの研究科等において外国人特別選抜を実施している。平成20年度の社会人学生、外国人留学生の受入状況は、それぞれ229人と2,444人である。秋期入学（10月入学）については、7研究科等で実施しており、平成20年度は353人を受け入れている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学試験に関する事項を総轄して処理するため、入試監理委員会を置き、広範な基礎学力を有し柔軟かつ論理的な思考に秀でた学生を受け入れるための入学者選抜を実施している。

大学院課程では、すべての研究科等において入試委員会等を設け、研究科長はその委員長になるか、委員長を指名し、責任を持って試験実施に対応している。入試問題については、研究科長等や入試委員会等の指示に基づき出題・採点者や問題点検委員が選出され、公正な出題・採点を行う体制を確保している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程においては、入試監理委員会を中心に入学者選抜の改善に取り組んでいる。例えば、平成20年度入試から後期日程試験の試験方法を大幅に改変している。

大学院課程においては、各研究科等に設置されている入試委員会等を中心に、入学者受入方針に沿った学生を受け入れるべく、研究科等ごとに開催している大学院入試説明会の質疑応答の際や入学後の学生からの聞き取り調査を実施するなど、試験実施方法の改善に取り組んでいる研究科等や、入学試験後、試験

東京大学

成績等の結果の検証を行っている研究科等もある。

また、教育運営委員会では、大学院入試に関する全学的な調査を実施し、全学的なガイドラインの策定、各研究科等の大学院入試マニュアルの改正を行うなど、入学者選抜の公正性の確保に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成 19 年 4 月に設置された医学系研究科(専門職学位課程)については、平成 19～21 年の 3 年分。)

[学士課程]

- ・ 教養学部(前期課程)全体: 1.03 倍

(内訳)

- ・ 文科一類: 1.04 倍
- ・ 文科二類: 1.01 倍
- ・ 文科三類: 1.01 倍
- ・ 理科一類: 1.03 倍
- ・ 理科二類: 1.03 倍
- ・ 理科三類: 1.00 倍
- ・ 工学部(3年次編入): 1.66 倍
- ・ 文学部(3年次編入): 0.18 倍

[修士課程]

- ・ 医学系研究科: 1.01 倍

[博士前期課程]

- ・ 人文社会系研究科: 0.65 倍
- ・ 教育学研究科: 1.01 倍
- ・ 法学政治学研究科: 0.98 倍
- ・ 経済学研究科: 0.75 倍
- ・ 総合文化研究科: 0.91 倍
- ・ 理学系研究科: 0.85 倍
- ・ 工学系研究科: 1.64 倍
- ・ 農学生命科学研究科: 1.03 倍
- ・ 医学系研究科: 1.19 倍
- ・ 薬学系研究科: 1.22 倍
- ・ 数理科学研究科: 0.79 倍
- ・ 新領域創成科学研究科: 1.20 倍
- ・ 情報理工学系研究科: 1.27 倍
- ・ 学際情報学府: 0.90 倍

[博士後期課程]

- ・ 人文社会系研究科：0.91 倍
- ・ 教育学研究科：1.02 倍
- ・ 法学政治学研究科：0.60 倍
- ・ 経済学研究科：0.50 倍
- ・ 総合文化研究科：0.93 倍
- ・ 理学系研究科：0.88 倍
- ・ 工学系研究科：0.98 倍
- ・ 農学生命科学研究科：0.96 倍
- ・ 医学系研究科：1.36 倍
- ・ 薬学系研究科：1.28 倍
- ・ 数理科学研究科：0.59 倍
- ・ 新領域創成科学研究科：0.80 倍
- ・ 情報理工学系研究科：1.03 倍
- ・ 学際情報学府：0.88 倍

〔博士課程〕

- ・ 農学生命科学研究科：1.42 倍
- ・ 医学系研究科：0.90 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学政治学研究科：0.97 倍
- ・ 工学系研究科：1.05 倍
- ・ 医学系研究科：1.03 倍
- ・ 公共政策学教育部：1.03 倍

工学部（3年次編入）、工学系研究科（博士前期課程）、医学系研究科（博士後期課程）、農学生命科学研究科（博士課程）については入学定員超過率が高い。また、文学部（3年次編入）、人文社会系研究科（博士前期課程）、法学政治学研究科（博士後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、数理科学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。

大学院課程については、教育運営委員会を中心に学生や社会的ニーズ等を踏まえ、入学定員と実入学者数との関係の適正化に向けた検討が進められている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学は、「レイト・スペシャリゼーション」の理念に基づき、リベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門領域と有機的に結合する柔軟な学部教育システムの実現を目指して、「2層の学部教育体制」における前期・後期課程カリキュラムの効果的な接続を図っている。

前期課程の授業科目は、基礎科目、総合科目、主題科目からなり、各科目の特性に応じて、科目ごとに修得すべき単位数を設定している。リベラル・アーツ教育の中核をなす総合科目は、AからFまでの6系列からなり、やや専門性の高いF系列を除いて、文科生・理科生が万遍なく各系列の授業科目を履修しており、教育目的である「専門分野にとらわれない幅広い教養教育」に即した履修状況が実現している。また、後期課程各学部への進学者が前期課程で学んでおくことが望ましい授業科目を要求科目・要望科目として指定し、4年間を通した体系的な学部教育カリキュラムを編成している。

後期課程教育では、各部局の教育研究上の目的を踏まえ、前期課程教育での学修を基礎としつつ、各部局の学問分野の特性に応じて、体系的に専門的知識を獲得することができるよう教育課程を編成している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

文系・理系の区分にとらわれない大きな「知の体系」を俯瞰した充実した教養教育の重要性が指摘される中、「2層の学部教育体制」、すなわち、学生は入学時に専門を決めず、前期課程の2年間に知識と判断力を養った上で専門分野を決め、後期課程（専門学部）へ進学する制度（進学振分け制度）は、当該大学の教育システムを特徴付ける仕組みであり入学志望者からも高い支持を得ている。

平成18年度の入学者からは、科類ごとに進学枠を指定した従来の制度に加え、科類によらずにどの学部にも進学できる全科類枠を設けることで、進路選択の自由度と流動性を更に高めている。

前期課程教育は、全学協力体制で実施している。全学協力体制は、6系列にわたる総合科目の多様性と質を確保し、少人数クラスによる、全学自由研究ゼミナール、全学体験ゼミナールを通して学問への強い動機付けを与える教養教育の実現につながっている。これらの授業科目群は、学生による授業評価アンケートでも「新しい知識の獲得」、「総合評価」等の項目で高い評価を得ている。

「学術俯瞰講義」は、前期課程の1、2年次生に学問の大きな体系や構造を示すことにより、自らが現在学んでいる授業科目の意義や位置付けを認識させ、学びへの動機を高めることを目的として、平成17年度に新設したテーマ講義（主題科目）である。世界的に著名な教員数人が分担して授業を担当しており、「エネルギーと地球環境」、「情報が世界を変える」など、文理横断的なテーマも取り上げている。講義は東大オープンコースウェア（UTOCW）等を通じて学外にも公開しており、教養教育を重視した当該大学の教育理念を社会にも提示する取組となっている。平成20年度には4科目が開講され、受講者は合計1,591人であった。

初等・中等教育における授業時間数の減少や履修歴の個人差の拡大等に対応して、平成18年度から前期課程カリキュラムを改定している。「基礎学力の強化」、「科類ごとのカリキュラムの明確化」、「学びへの動機付けを重視した科目設計」を改革の柱とし、従来のカリキュラムの基本的な科目編成を維持しながら、各科類の目指す教育目標に対応して、「外国語」1クラス当たりの標準学生数を50人から35人にする、理科一類に必修科目「生命科学」を設置する、主題科目に、全学体験ゼミナールを2単位以上選択必修として追加するなどの改訂を盛り込んでいる。

科学の分野での国際的な発信力を強化するため、理系学生を対象として少人数クラスで英語ライティングを教える必修授業ALESS（Active Learning of English for Science Students）を平成20年度から始め、外国人特任教員（9人）を雇用し、平成21年度には夏・冬学期合わせて142クラスに対して実施している。

また、平成11年以降、北京大学、ソウル大学校、ベトナム国家大学ハノイ校との間で東アジア四大学フォーラムを開催し、教養学部・総合文化研究科がその主力となり、東アジア諸国間の教育交流と信頼醸成に貢献している。平成17年度には、文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）」として「東アジア・リベラルアーツ・イニシアティブ（EALAI）」が採択され、上記フォーラムの主催等を通じて、教養教育の東アジアへの発信の役割を担うとともに、東アジアの一流学者を招聘して前期課程向けのテーマ講義を開催している。

学部教育を重視しつつも、特に優れた能力を有する学部学生については、適切な選抜の下で学部課程修了前に大学院へ入学可能な制度を、医学系研究科、数理学研究科及び公共政策学教育部で導入している。

このほか、医学部では、「MD研究者育成プログラム」を新設し、将来基礎研究を希望する学生のために、いち早く基礎研究の実際に触れる機会を用意している。

また、文部科学省の各種大学教育改革支援プログラムに採択されている。

平成15年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された「教養教育と大学院先端研究との創造的連携の推進」では、平成14年度に文部科学省21世紀COEプログラムに採択された「融合科学創成ステーション」などの先端研究の成果が反映される柔軟な教育システムの構築を意図しており、学習意欲が刺激され、履修上の不安が解消したり学習密度が高まるなどの様々な成果を上げている。

平成18年度に文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「畜産物の安全安心を保障する人材の育成教育―首都近郊集約型畜産の振興地区茨城中央部における実践教育―」では、「食の安全・安心」を保障するため、科学的なリスク・アセスメントを実践できる有能な獣医師等の畜産・獣医分野の専門家の養成に取り組んでいる。

平成20年度に文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」において採択された「PISA対応の討議力養成プログラム―日本における国際先端の教養教育の実現―」では、学生アンケートにより、教養教育において「討議力」が身に付いていないという結果を踏まえ、「知識・論理・表現などの能力の総合力」としての「討議力」の向上を目指した特色ある教育を実践している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学では、前期課程を修了し、後期課程（専門学部）に進学するためには、第3学期終了時点で、学生の志望と、それまでの学生の学修成績によって、学部・学科等の進学先を内定させる手続き（進学振分け）を経なければならない。進学学部等に内定した上で第4学期終了までに、各科類に要求される単位を修得する必要がある。後期課程（専門学部）への進学に際しては、厳格な要件を課しており、これらの要件を満たさない限り後期課程に進むことはできない。加えて、平成18年度に行われたカリキュラム改革において、進学振分けの基準を改定し、登録した総合科目すべての成績を判断に盛り込むことで、履修に際し学生が事前に授業内容をよく検討するよう促す体制としている。その結果、総合科目の期末試験受験率が格段に向上している。

各学部（後期課程）においては、進学時等のガイダンスにおける履修指導、シラバスでの参考書等の指示、PBL（problem-based learning）等の実施、自習室の整備等の取組とともに、厳格な成績評価により、学生の主体的な学習を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

前期課程教育では、大教室講義に加えて、基礎演習、基礎実験、方法論基礎など、比較的少人数できめ細かな指導を実施する科目を多く用意している。受験型学習から大学型学習への橋渡しをする基礎演習は平成5年度カリキュラム改革で導入された特色ある取組であり、教科書『知の技法』は大きな注目を集めた。

当該大学では、少人数授業等、授業者と学習者間の双方向性を重視した教育を行っている。

前期課程では、平成18年度の新カリキュラム導入に伴い、初修外国語において少人数の授業を実現している。また、少人数による双方向性の授業を実現するモデルとして、高度なICT支援による教育空間「駒

場アクティブラーニングスタジオ (KALS)」を設置している。KALSは、最新のICT環境を実装し、FDにも利用可能なモデル教室として瞬間調光ガラスの壁面を整備したほか、専任スタッフが教員を支援する体制も整備し、世界でも最先端のアクティブラーニング教育環境を平成19年5月に実現し、それを活用した教養教育の取組「ICTを活用した新たな教養教育の実現—アクティブラーニングの深化による国際標準の授業モデル構築—」が平成19年度に文部科学省現代GPに採択されている。

後期課程では、講義、演習、実験・実習などの授業方法の組合せ、バランスは、学問分野の特性に応じており、少人数授業を通じた双方向的な学習指導、特色ある実験、実習、演習、フィールド型授業、海外派遣など、様々な学習指導法を推進している。例えば、医学部では、研究機会の充実を図るため、学生が基礎あるいは臨床医学の研究室を選択し、3か月間連続して自由研究を行える期間を設定している。経済学部では、講義による基本的な知識の獲得と、演習・少人数講義による教員との深いコミュニケーションを通じた学習・研究の組合せを基本としている。農学部では、授業に占める演習、実験、実習等の割合が高く、特にフィールドワーク（野外実習）を重視しており、農場、演習林、水産実験所、牧場などの学内施設のみならず、学外の様々な施設と連携して、実践的な演習を試みている。薬学部では、実習科目を多く配置しており、高水準の薬学研究活動を行うための基礎を身に付けるという教育目的に合致している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

前期課程では、学生支援データベースシステム (U T a s k - W e b) を構築しており、学生、教職員は、ウェブサイト上からシラバス検索を行うことができる。シラバスは、授業目的、授業計画、授業方法、成績評価方法、教科書、参考文献等の項目で構成されている。

後期課程では、各部局においてシラバスを作成しており、講義目的、授業内容、成績評価方法、教科書、参考文献などの情報を掲載し、学習の便宜を図っているが、記述が十分でない科目が散見される。授業時間外における自主学習を促すために、リーディング・リストの配付や、授業で使用したスライド等を学生の復習用にウェブサイト上に掲載するなどの取組も見られる。また、全学的な取組として「授業カタログ」を整備し、ウェブサイトで公開している。

さらに、平成19年度に稼働した新学務システム (U T - m a t e) では、全学統一フォーマットによるシラバスを掲載し、ウェブサイト上からの閲覧を可能としている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

初等・中等教育における多様な学習歴に対応するため、前期課程において新カリキュラムを実施している。具体的には、「力学」と「電磁気学」はAコース（通常の講義）の他にBコース（高校で物理を履修しなかった学生に配慮する講義）に分けて開講するなどの改定を行っている。

また、現代における生命科学教育の重要性を勘案し、前期課程から大学院までを見通した教育カリキュラムの中で、科類の特徴を活かした生命科学教育を実施するために、平成18年に生命科学構造化センターを設立し、「生命科学」に関する教科書や自習用DVDの作成等を行っている。

各部局において、主体的な学習を促すための様々な工夫を行っている。例えば、法学部では、演習室を学生の自主的学習のために開放しており、平成20年度の利用件数は1,009件に及んでいる。経済学部では、講義の際に、数ページに及ぶリーディング・リストを配付する教員も多い。また、全学的な顕彰制度であ

る総長賞及び総長大賞や部局独自の顕彰制度を設け、学生の学習意欲を喚起している。

このほか、必要に応じて、補習的な学習指導も行っている。例えば、工学部では、正規課程を補う取組として、読む、書く、聞く、話す、の4つのポイントでの英語学習を目的とした「スペシャル・イングリッシュ・レッスン」を提供し、成績の向上に資している。教養学部広域科学科では、文系科類出身者を対象とした「寺子屋」制度を設け、大学院学生がチューターとなり、物理学・数学の個人補習を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

前期課程における評価判定基準は、履修の手引きに明記している。当該大学では、後期課程（専門学部）への進学に際して、厳格な要件を課している。前期課程においては、成績が進学振分けを左右するので、不公平にならないように授業ごとの成績評価のばらつきを小さくする必要がある。このためにすべての授業において担当者はA評価（80点以上）の数を受験者数の約3割（21～39%）にするように申し合わせている。この範囲をはずれる場合には「理由書」の提出が必要であるとともに、前期運営委員会において全授業のA評価の割合が各部会主任に示され、対応を講じるように求めている。

後期課程における成績評価は、各学部規則の定めるところによることとしており、関連規則等を学部便覧等に明示するとともに、ガイダンスやシラバス等を通じて成績評価方法等を周知している。各学部では、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生からの成績評価に対する意見の申立てについては、制度としては整備していないが、相談等がある場合には、各科目担当教員が対応している。

このことから、成績評価等の正確さの担保は各教員に委ねられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科等の教育課程は、大学院学則第9条の規定に基づき、各専攻における所要科目、単位及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科等の定めによることとされている。各研究科等では、講義、演習、実習、実験（修士論文研究、博士論文研究を含む。）の組合せにより、学問分野の特性に応じて、段階的かつ体系的な教育課程を編成しており、授業科目の内容は、学術の動向や社会の要請に対応して多様である。修士課程にあつては、「広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究及び応用の能力を培う」、博士課程にあつては、「専攻分野について自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という教育目的に即したものとなっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院教育の改革を意図した文部科学省等の各種プログラムに多数採択され、各プロジェクトにおいて、学生や社会の多様なニーズに対応した人材育成を行っている。

文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」において、平成17年度には「人間の安全保障」プログラムの整備拡充、「英語による数学研究発表・討論の能力開発」、「創造情報実践教育プログラム」、「産学連携型研究インキュベータ機構の創設」、「理学系大学院教育先導プログラム」、「超横断的バイオ人材育成プログラム」、「バイオ分野の知財戦略の設計検証と人材育成」の7件が採択されている。例えば、「人間の安全保障」プログラムの整備拡充では、国際貢献の政策や実務とアカデミックな大学院教育を橋渡しすることをめざし、平成16年度に5専攻を横断する大学院教育プログラムとして発足した「人間の安全保障プログラム(HSP)」の整備拡充を行っているほか、プログラム教員の執筆による教科書『人間の安全保障』を刊行するなど成果を上げている。また、「理学系大学院教育先導プログラム」では、「教育クラスター講義」、「先端科学技術特論」、「先端理学コミュニケーション特論」の3つの新しい総合科学講義を新たに開講するなどの取組を行っている。さらに「バイオ分野の知財戦略と設計検証と人材育成」では、新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻の中に「バイオ知財コース」を教育プログラムとして新設したほか、「バイオ知財法概論」、「バイオ知財実務演習Ⅰ」、「バイオ知財実務演習Ⅱ」の3つの授業を平成18年夏期より開講し、他研究科の学生も含めて、知的財産に関する知識の浸透化を図るとともに、産学連携に向けた知的財産の権利化意識を養成することに成果を上げている。

また、文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」において、平成18年度に「情報理工実践プログラム」が採択され、ソフトウェアの開発過程を設計できる開発設計人材と情報技術を創造できる技術創造人材を掛け合わせたスペシャリストの育成を目指し、実践的なソフトウェア開発の経験と創造力・企画力を身に付けさせる取組を行っている。

さらに、文部科学省「大学院教育改革支援プログラム(大学院GP)」において、平成19年度に「メディカルゲノムサイエンス・プログラム」の1件、平成20年度に「経済学高度国際プログラム」、「大学連携によるICTリーダーシップ教育—多様性と流動性の育成—」の2件が採択され、例えば、「メディカルゲノムサイエンス・プログラム」では、ゲノムに基づく最先端の生命科学を基に医療の変革を志向する生命科学医科学研究者・技術者を養成することを目的に、新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻のカリキュラムの一部を改訂するなど、大学院課程教育の教育改革に積極的に取り組んでいる。

そのほか、文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」において、平成17年度に「革新的インターンシップモデルの構築と実践」が採択され、アジア開発銀行に学生を6か月間派遣するなど、国際開発プ

プロジェクトに学生が参加できる機会を与えている。

文部科学省グローバルCOEにおいて平成19年度には、「生体シグナルを基盤とする統合生命学」、「理工連携による化学イノベーション」、「セキュアライフ・エレクトロニクス」、「共生のための国際哲学教育研究センター」、「死生学の展開と組織化」、「世界を先導する原子力教育研究イニシアチブ」の6件が、平成20年度には、「疾患のケミカルバイオロジー教育研究拠点—メディカルサイエンスの未来を創造する医薬融合」、「ゲノム情報に基づく先端医療の教育研究拠点—オーダーメイド医療の実現と感染症克服を目指して」、「未来を拓く物理科学結集教育研究拠点」、「数学新展開の研究教育拠点」、「都市空間の持続再生学の展開」、「機械システム・イノベーション国際拠点」、「国家と市場の相互関係におけるソフトロー私的秩序形成に関する教育研究拠点形成」、「ものづくり経営研究センター アジア・ハブ」、「次世代型生命・医療倫理の教育研究拠点創成—学際的・国際的ネットワークの構築」、「学融合に基づく医療システムイノベーション」の10件が採択されており、研究科等と附置研究所等の協同を通じて、先端的研究を反映した大学院教育を推進するとともに、国際的コミュニケーション能力等の育成に取り組んでいる。他大学との連携2件（「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生（東北大学）」、「先進的実験と理論による地球深部物質学拠点（愛媛大学）」平成20年度採択）でも同様である。なお、平成21年度には、「ゲノム情報ビッグバンから読み解く生命圏」が採択されている。

また、文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度には、「生体シグナル伝達機構の領域横断的研究」、「「個」を理解するための基盤生命学の推進」、「戦略的基礎創薬科学」、「動的分子論に立脚したフロンティア基礎化学」、「化学を基盤とするヒューマンマテリアル創成」、「情報科学技術戦略コア」、「未来社会を担うエレクトロニクスの展開」、「共生のための国際哲学交流センター」、「生命の文化・価値をめぐる「死生学」の構築」、「基礎学力育成システムの再構築」、「融合科学創成ステーション」の11件、平成15年度には、「脳神経医学の融合的研究拠点」、「環境・遺伝素因相互作用に起因する疾患研究—システム疾患生命科学の研究拠点形成—」、「ゲノム医科学の展開による先端医療開発拠点」、「科学技術への数学新展開拠点」、「極限量子系とその対称性」、「多圏地球システムの進化と変動の予測可能性—観測地球科学と計算地球科学の融合拠点の形成—」、「強相関物理工学」、「機械システム・イノベーション」、「都市空間の持続再生学の創出」、「国家と市場の相互関係におけるソフトロービジネスローの戦略的研究教育拠点形成—」、「先進国における《政策システム》の創出：比較政策システム・シナジー・コアの構築」、「市場経済と非市場機構との連関研究拠点」、「ものづくり経営研究センター」、「生物多様性・生態系再生研究拠点」、「心とことば—進化認知科学的展開」の15件、平成16年度には、「言語から読み解くゲノムと生命システム—次世代バイオインフォマティクス拠点の創成—」、「次世代ユビキタス情報社会基盤の形成」の2件が採択され、いくつかの拠点はグローバルCOEプログラムに発展しているほか、21世紀COEプログラム「戦略的基礎創薬科学」を基礎として、薬学系研究科統合薬学専攻の開設につながるなど、支援期間終了後も継続して研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材の育成を図っている。

特色ある附置研究所・全学センターを擁する当該大学の特性を最大限に活かし、附置研究所・全学センターの教員が大学院教育に参加することにより、研究成果を教育に反映している。

教育運営委員会において、分野横断型教育プログラム内規を制定し、主専攻以外に取得できるプログラムの開設の手続きを定めている。これに基づき、大学院学生を対象として「日本・アジア学プログラム（ASNET）」、「海洋学際教育プログラム」を平成21年度に開設している。また、学部学生を対象とした分野横断型教育プログラム「メディアコンテンツ」、「ジェロントロジー」も履修可能である。

高度専門職業人教育を意図した各種教育プログラムを開設し、それぞれの趣旨を踏まえ、時代の必要性に即した高度な専門的知識・技術の教授や最前線の研究活動を通して、先端的分野で活躍するための能力

の涵養を図っている。例えば、経済学研究科金融システム専攻では、外国から優秀な教授陣を積極的に迎え、英語による講義やセミナーを多数提供するなど、特色ある教育が展開されている。

さらに、文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」において、平成19年度には「横断的ながん医療の人材育成と均てん化推進」の1件が採択されており、臨床腫瘍専門医師養成コース、放射線腫瘍医師養成コース、緩和ケア医師養成コース、がん医療に携わるコメディカル養成コース、がん医療に携わる専門医師等の研修（インテンシブ）コースを設置し、診療科の枠を越えたがんの横断的臨床研修によるがんの集中的治療、特に横断的な化学療法と放射線治療の指導的人材の育成に取り組んでいる。

また、経済産業省等の支援を受けて、産官学連携等を通じた人材養成を行っている。

なお、すべての研究科等において、在職したまま社会人を受け入れる制度を整えている。また、長期履修学生制度については、7研究科等が導入しており、平成20年度は31人が利用している。

平成19年度に、当該大学、京都大学、慶應義塾大学及び早稲田大学は、大学院学生に多様な教育・研究指導を受ける機会を提供し、学術の発展と有為な人材の育成に寄与することを目的として「大学院教育における大学間学生交流協定」を締結している。この4大学は、協定に基づき連合体を形成し、相互交流を通して大学院学生に対し主に研究指導を行っている。また、受け入れた学生の研究指導を行った教員は、当該学生の所属大学大学院研究科の承諾の下に博士学位論文審査に加わることも可能とするなど、大学院教育における交流をより一層推進していくこととしている。

人文社会系研究科など8研究科においては、単位互換制度に基づく学生の交流を行っている。

そのほか、医学系研究科では、医療従事者としての専門的看護師・保健師への社会的需要増加に対応した「看護師・保健師コース」の新設、農学生命科学研究科では、社会人のための修士課程「木造建築コース」の設置、経済学研究科では、金融に関する社会的要請に対する金融システム専攻の設置、工学系・医学系研究科を横断した融合教育プログラム「医療ナノテクノロジー人材ユニット」の実施、人文社会系研究科では、外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語）による論文執筆の実践的指導「アカデミック・ライティング」の実施など、学生や社会からの要請に対応した様々な取組を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科等では、入学時において研究科全体及び専攻単位でガイダンスを行い、シラバス等を用いつつ科目の履修方法等について指導を行っているほか、少人数による研究指導、研究課題の発表会、学会発表、自習室等の整備などを通じて、学生の主体的な学習を促している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科等では、少人数教育を基本としつつ、学問分野の特性に応じて、講義、演習、研究指導等の授業形態を組み合わせている。

例えば、教育学研究科の科目は、基本研究、特殊研究、論文指導で構成されるが、基本研究、特殊研究の授業形態は、講義形式のものは少なく、教員指定の書籍・文献を題材とした内容の議論、心理学的・生理学的実験データや、実際の教育現場等のフィールド調査データの取得・分析・発表・議論など、実地的な研究遂行能力の育成を目指した演習形式のものが多。

学際情報学府（博士前期課程）における科目は、講義「基礎」、演習「研究法」、コース共通必修科目の講義「学際情報学概論」、コース共通選択科目の各種講義、修士論文執筆のための「学際情報学課題研究」及び「学際情報学個別指導」からなる。多様なバックグラウンドを持つ学生を広く受け入れ、実社会に対応できる情報学の専門的知識と幅広く学際的な実践力を有した人材の育成を図るという教育方針に基づき、学際情報学の基盤的な内容の習得を目指した「基礎」・「研究法」・「学際情報学概論」の授業構成に占める割合が、科目数・単位数ともに他の研究科・専攻に比べ大きくなっている。

大学院課程では、徹底した少人数授業により、授業者と学習者間の双方向性を重視した学習指導を行っている。例えば、数理科学研究科では、セミナーは、原則として少人数（1～3人）で行われ、個人指導に近い形できめ細かく指導しており、学生が数理科学に関する知識をより深めると同時に研究の方法を修得する場となっている。学位論文の作成指導もセミナーで行われている。

このほか、各研究科等では、専門分野の特性に応じて、海外の研究者を招いての講演会・セミナーの開催、特色あるフィールド型授業等の実施、研究会、学会発表の奨励など、学習指導法の工夫に努めている。また、大学院教育の改革を支援する文部科学省等の各種プログラムに多数採択され、各プロジェクトを通じて様々な学習指導法の工夫を行っている。

さらに、大学院教育の一環として学生に教える側に立つ機会を与えるために、TA制度を積極的に活用している。また、学生が研究に携わる機会を支援するために、COEプログラム等を活用しつつ、RA制度も積極的に活用している。

世界的な視野で研究を展開する能力の涵養を目的として、学術交流協定の見直し、締結（大学間協定106件、部局間協定211件、これらの協定に基づく主に学生交流を目的とした覚書は153件（平成21年5月現在）を進めるとともに、学生の海外派遣の支援を拡充するなど、学生の海外留学や研修への参加を奨励している。

各部局では、COEプログラム等を活用した海外インターンシップや学生自らが海外の研究者と連絡を取り訪問し議論を行う「海外武者修行」等により、学生の海外派遣を奨励、支援し、世界的な視野の涵養が図られている。

各研究科等では、学問分野の特性に応じて、専門領域のための語学教育講義、外国語による講義、演習、論文指導を実施しているほか、「アカデミック・ライティング」の開講、海外の第一線の研究者による講演会の開催など、国際的コミュニケーション能力の向上に向けた様々な取組を行っている。

また、新領域創成科学研究科「サステナビリティ学教育プログラム」（平成18年度開設）及び学際情報学府「アジア情報社会コース（ITASIA）」（平成20年度開設）では、すべての授業を英語で行っており、国際性に富む教育環境の整備が進捗している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての研究科等においてシラバスを整備している。例えば、農学生命科学研究科のシラバスでは、授業名、担当教員名、講義目的、授業内容、成績評価基準等を記載している。

学生に対しては、オリエンテーションでの説明、シラバス集等の刊行物、ウェブサイト等を通じて周知している。このほか、各研究科等の講義内容をまとめた「授業カタログ」を作成している。また、UT-mateから、シラバス検索が可能である。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断

する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

総合文化研究科言語情報科学専攻（博士前期課程）、広域科学専攻（博士前期課程）、人文社会系研究科文化資源学研究専攻（博士前期・博士後期課程）において、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用し、夜間における授業を実施している。

例えば、総合文化研究科広域科学専攻では、社会人学生に配慮し、土曜開講と6時限以降の開講に努めている。また、履修指導については、社会人学生の都合を考慮し面談の日時を設定している。人文社会系研究科文化資源学研究専攻では、発足当初より受入人員の約半数を社会人卒とし、入学後も勤務の継続が可能となるよう、カリキュラムへの配慮（5時限以降の授業科目を多く配置）や長期履修学生制度の導入により対応している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

研究指導・学位論文指導に係る指導体制は研究科等ごとに工夫されている。

例えば、人文社会系研究科では、指導教員の助言を得て、研究課題に応じた授業科目の選択が可能となるよう配慮し、「修士論文指導」、「博士論文指導」の科目を置いて、実践的な指導を行っている。博士課程では、「博士課程研究計画書」に基づき指導教員及び副指導教員を指定し、指導を行っている。また、論文の進捗状況に応じて「予備論文」の執筆を義務付け、博士論文の提出に遺漏のないよう努めている。学際情報学府は、学際性を担保するため副指導教員制を採用している。修士修了者の70～85%が制度を利用し、うち半数程度は同じコースから副指導教員を選んでいるが、他コースや他研究科等から選んでいる学生もいる。研究内容や方法について異なる視点・観点からの指導が得られることで相対化を図るとともに、教育研究をより広い視野の下に深めることを目指している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

大学院修士課程、博士課程では、少人数によるきめ細かい研究指導を基本としており、その結果として、学位論文の質は高い状況にある。例えば、数理科学研究科における世界的専門誌に掲載された修士論文は、多い年では7編に及んでいる。

また、新領域創成科学研究科では、学生の論文発表や調査のための外国出張に対する補助制度を設けて

おり、毎年 20 人程度が利用している。

加えて、文部科学省グローバルCOEプログラムを学生の研究指導に活用している。また、従来の時間管理（時給制）を行わず、その研究目的に沿った研究計画を学生に提案させ、採択後、その研究活動そのものに対する対価として、月額単価で支給する新しいRA制度を運用している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院課程における修了要件、課程修了の認定及び成績評価は、大学院学則及び各研究科等規則に定められている。

成績評価は、筆記試験、レポート、宿題等の成績など、学問分野に応じて適切な方法により実施している。成績評価基準は、シラバス等に記載し、修了認定基準は、研究科規則等に明記している。

各研究科等では、これらに従って、成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

修士論文の評価方法については、各研究科等において、分野の特性等を踏まえた検討を行っている。例えば、理学系研究科では、修士（理学）の学位を取得する要件として、理学研究の遂行に必要な基礎知識、研究技術があり、研究の理解力、問題解決能力、論文作成力が十分に備わっているかどうかを、複数の審査員が学位論文の査読を行い、かつ口頭諮問を行って評価している。また、複数の評価ポイントを設定しての評価の点数化（法学政治学研究科）や、これによる優秀な修士論文賞の選定（工学系研究科）など、研究科ごとに工夫している。このほかの研究科等においても、修士論文の評価は、学生の課題探求能力や解決能力等にきめ細かい判断基準を適用している。

博士論文の評価は、自ら問題を見出し解決する能力の有無を確かめることに重点を置きつつ、論文の独創性、完成度、発展性等を基準としている。

また、「東京大学学位論文データベース」により、博士論文の内容の要旨と審査結果の要旨を公開している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生からの成績評価に対する意見の申立てについては、制度としては整備していないが、相談等がある場合には、各科目担当教員が対応している。

このことから、成績評価等の正確さの担保は各教員に委ねられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程については、大学院専門職学位課程規則第7条において、「専門職学位課程においては、第2条に規定する目的（専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う）を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」と規定し、各専門職大学院における専門分野の特性に応じて、基礎科目、実践科目、展開先端科目、事例研究などの授業科目を体系的に配置し、高度の研究に裏打ちされた実践的な教育を行っている。

例えば、法学政治学研究科法曹養成専攻では、基礎法学・隣接科目についても、単に、伝統的な学問分類に由来する個別授業科目を展開するのではなく、法のパースペクティブ並びに現代法の基本問題という、現実との接点を大事にしつつ、比較法、歴史、哲学・思想、経済学・社会学などからの実定法へのアプローチに焦点を当てた授業科目を展開している。また、理論と実務を実効的に架橋するための科目として、2年次夏学期に、「リサーチ」、「ライティング&ドラフティング」を独立の科目として開設し、また中核科目としての「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」に加えて、「模擬裁判」、「民事弁護研究」、「民事事実認定論」、「法律相談クリニック」、「国際契約交渉」、「法と交渉」、「倒産処理研究」、「リサーチペーパー」という多彩な科目を開設している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各専門職大学院では、専門分野の特性に応じて、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した教育を提供している。

例えば、公共政策学教育部公共政策学専攻は、公共政策学連携研究部の寄付講座や共同研究を軸として国際交通政策研究ユニット、エネルギー・地球環境の持続性確保と公共政策ユニット、リスクマネジメントと公共政策ユニット、科学技術と公共政策研究ユニット等を置き、実務指向の研究を行い、その成果を教育へとフィードバックしている。また、文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（先端的国際連携支援）」に平成19年度に採択された「世界公共政策ネットワーク推進計画 ダブル・ディグリーの導入とグローバル化に対応する教育基盤の構築」の支援を受け、英語による授業の拡大等を図っているほか、コロンビア大学、シンガポール国立大学、北京大学、ロンドン大学、パリ政治大学院等との連携を通じて学生の交換留学等を行い、国際交流の進展を図っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

すべての専門職大学院は、大学院専門職学位課程規則第12条の規定に基づき、履修登録単位数の上限を設定している。また、学生の主体的な学習を促す取組として、「リサーチペーパー」及び研究論文の制度、自習環境の整備、顕彰制度の活用など、様々な取組を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

各専門職大学院の教育課程、教育内容は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という教育目的に合致しており、当該職業分野の期待に対応している。

例えば、医学系研究科公共健康医学専攻の授業科目は、アメリカの認可組織「Council on Education for Public Health」(CEPH)が認可基準として示す、公衆衛生学修士(MPH)取得に最低限必要と考えられる5分野、すなわち、「Biostatistics (生物統計学)」、「Environmental Health Sciences (環境保健学)」、「Epidemiology (疫学)」、「Social and Behavioral Sciences (社会科学・行動科学的方法論)」及び「Health Service Administration (医療管理学)」に相当する科目を、必修科目(6科目計11単位)に指定しており、公衆衛生の大学院教育のグローバルスタンダードに対応している。

工学系研究科原子力専攻では、一定の条件を満たした学生には、原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者の一次試験の一部免除資格を与えており、教育内容の水準は原子力技術者の養成という当該職業分野の期待にこたえるものとなっている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各専門職大学院では、専門分野の特性に応じて、講義、演習、実験・実習等を適切に組み合わせている。

例えば、工学系研究科原子力専攻の授業科目は、講義20科目、演習14科目、実験・実習4科目で、教育にかかる時間数の上では約5:4:3となっており、演習及び実験・実習に重きをおいた授業形態をとっている。また、その多くを必修科目(12科目、計18単位)及び選択必修(11科目、計14単位)として、原子力専門家が身に付けるべき能力を確実に付けさせている。

医学系研究科公共健康医学専攻では、講義に加えて、「医学統計学演習」、「保健医療経済学演習」、「行動社会医学演習」等の演習科目、「医療コミュニケーション学実習」、「臨床情報工学実習」、「医療安全管理学実習」、「保健行政・健康危機管理学実習」等の実習科目、「課題研究」等で教員の研究・実践活動に直接に接し、また専攻全体として提供される特別講義「公共健康医学特論」等を通して、国民や地域住民の健康維持・増進に関わる専門家としての自覚を促している。それぞれの科目数(単位数)は、講義科目24(計45単位)、演習科目6(計16単位)、実習科目6(計10.5単位)である。

各専門職大学院では、少人数による授業者と学習者間の双方向性を重視した学習指導、専門分野に応じた事例研究、フィールドワーク等を行っている。

さらに、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」、「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」、「専門職大学院等教育推進プログラム」、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」にいくつかのプログラムが採択されている。

法学政治学研究科法曹養成専攻では、「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」が平成16年度に「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、また、平成19年度に「専門職大学院等教育推進プログラム」において採択され、アメリカ、ヨーロッパ及びアジア諸国から法学者や実務法曹を招き、アメリカ法プログラムのほか、夏季休暇中に合宿形式で開催される「サマースクール」、国際シンポジウム・講演会・セミナー等の「トランスナショナル・ロー・セミナー」を通じて国際的な法処理能力を備えた法

律家の育成を図っている。

また、工学系研究科原子力専攻では、「体系的原子力教材の再開発」が平成18年度に「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」において採択され、その発展として、「国際原子力専門職大学院展開プログラム（アジアを中心とした高度原子力技術者養成のための国際専門職大学院への展開）」が平成20年度に「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において採択され、「原子力教科書シリーズ」の整備を進めて、国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に取り組んでいる。

そのほか、公共政策学教育部公共政策学専攻では、「国際化・実践化手法による政策形成能力試行」が平成16年度に「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において採択され、海外の公共政策大学院との連携を図るなどの取組を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての専門職大学院において、シラバスを作成している。シラバスには、担当教員名、講義の目的、授業のスケジュール、成績評価の方法、履修条件、参考文献等が示されており、学習の手引きとなっている。

例えば、工学系研究科原子力専攻では、シラバスにおいて科目を履修するために必要な予備知識とその習得方法を示すことにより、学習計画を立てやすくしている。さらに、専攻のイントラネット上に、より詳細なシラバスを掲載している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

専門職大学院における成績評価・修了認定の基準は、すべての専門職大学院で明確化し、ウェブサイトやシラバス等の配付物に掲載して学生に周知しており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

例えば、法学政治学研究科法曹養成専攻では、法曹養成専攻成績評価規則、法曹養成専攻における成績評価のガイドラインにおいて成績評価基準を明示している。また、筆記試験は、採点者に解答者が特定できないよう、匿名による採点を制度化している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、成績評価基準を厳格に運用している。例えば、法学政治学研究科法曹養成専攻では、試験講評会を開くことを教員に推奨しているほか、「成績評価の説明願」の申請を受け付けている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- リベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門領域と有機的に結合する柔軟な学部教育システムを実現することを目指して、「2層の学部教育体制」における前期・後期課程カリキュラムの有機的かつ効果的な接続を実現しており、当該大学の大きな特徴となっている。
- 平成18年度の入学者から、科類ごとに進学枠を指定した従来の制度に加え、科類によらずにどの学部にも進学できる全科類枠を設けることで、進路選択の自由度と流動性を更に高めている。
- 現代における生命科学教育の重要性を勘案し、学部前期課程から大学院までを見通した教育カリキュラムの中で、科類の特徴を活かした生命科学教育を実施するために、生命科学構造化センターを設立し、教材開発等を積極的に行っている。
- 学部後期課程への進学に際して、極めて厳格な要件を課し、教育の質を保証している。
- 文部科学省教育GPにおいて、平成20年度に採択された「PISA対応の討議力養成プログラムー日本における国際先端の教養教育の実現ー」では、学生アンケートにより、教養教育において「討議力」が身に付いていないという結果を踏まえ、「知識・論理・表現などの能力の総合力」としての「討議力」の向上を目指した特色ある教育を実践している。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成15年度に採択された「教養教育と大学院先端研究との創造的連携の推進」では、文部科学省21世紀COEプログラムに採択された「融合科学創成ステーション」などの先端研究の成果が反映される柔軟な教育システムの構築を意図しており、学習意欲が刺激され、履修上の不安が解消したり学習密度が高まるなどの様々な成果を上げている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成18年度に採択された「畜産物の安全安心を保障する人材の育成教育ー首都近郊集約型畜産の振興地区茨城中央部における実践教育ー」では、「食の安全・安心」を保障するため、科学的なリスク・アセスメントを実践できる有能な獣医師等の畜産・獣医分野の専門家の養成に取り組んでいる。また、少人数による双方向性の授業を実現するため設置した、高度なICT支援による教育空間「駒場アクティブラーニングスタジオ (KALS)」を活用した教養教育の取組「ICTを活用した新たな教養教育の実現ーアクティブラーニングの深化による国際標準の授業モデル構築ー」が、平成19年度に文部科学省現代GPに採択されている。
- 文部科学省大学院GPにおいて、平成19年度に「メディカルゲノムサイエンス・プログラム」の1件、平成20年度に「経済学高度インターナショナルプログラム」、「大学連携によるICTリーダーシップ教育ー多様性と流動性の育成ー」の2件が採択され、大学院課程教育の教育改革に積極的に取り組んでいる。

- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、平成 17 年度に「人間の安全保障」プログラムの整備拡充、「英語による数学研究発表・討論の能力開発」、「創造情報実践教育プログラム」、「産学連携型研究インキュベータ機構の創設」、「理学系大学院教育先導プログラム」、「超横断的バイオ人材育成プログラム」、「バイオ分野の知財戦略の設計検証と人材育成」の 7 件が採択され、大学院課程の教育改革に積極的に取り組んでいる。
- 文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」において、平成 19 年度に採択された「横断的ながん医療の人材育成と均てん化推進」では、診療科の枠を越えたがんの横断的臨床研修によるがんの集中的治療、特に横断的な化学療法と放射線治療の指導的人材の育成に取り組んでいる。
- 文部科学省「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム」において、平成 18 年度に採択された「情報理工実践プログラム」では、ソフトウェアの開発過程を設計できる開発設計人材と情報技術を創造できる技術創造人材を掛け合わせたスペシャリストの育成を目指し、実践的なソフトウェア開発の経験と創造力・企画力を身に付けさせる取組を行っている。
- 文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」において、平成 17 年度に採択された「革新的インターナシップモデルの構築と実践」では、アジア開発銀行に学生を 6 か月間派遣するなど、国際開発プロジェクトに学生が参加できる機会を与えている。
- 平成 16 年度に文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」、「国際化・実践化手法による政策形成能力試行」の 2 件、平成 18 年度に「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」において、「体系的原子力教材の再開発」が採択され、専門職学位課程の教育改革に積極的に取り組み、その発展として、平成 19 年度に「専門職大学院等教育推進プログラム」において、「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」、平成 20 年度に「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、「国際原子力専門職大学院展開プログラム（アジアを中心とした高度原子力技術者養成のための国際専門職大学院への展開）」が採択され、国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に取り組んでいる。
- 文部科学省グローバル COE において、平成 19 年度に「生体シグナルを基盤とする統合生命学」、「理工連携による化学イノベーション」、「セキュアライフ・エレクトロニクス」、「共生のための国際哲学教育研究センター」、「死生学の展開と組織化」、「世界を先導する原子力教育研究イニシアチブ」の 6 件が、平成 20 年度に「疾患のケミカルバイオロジー教育研究拠点ーメディカルサイエンスの未来を創造する医薬融合」、「ゲノム情報に基づく先端医療の教育研究拠点ーオーダーメイド医療の実現と感染症克服を目指して」、「未来を拓く物理学結集教育研究拠点」、「数学新展開の研究教育拠点」、「都市空間の持続再生学の展開」、「機械システム・イノベーション国際拠点」、「国家と市場の相互関係におけるソフトローー私的秩序形成に関する教育研究拠点形成」、「ものづくり経営研究センターアジア・ハブ」、「次世代型生命・医療倫理の教育研究拠点創成一学際的・国際的ネットワークの構築」、「学融合に基づく医療システムイノベーション」の 10 件が採択されており、先端的研究を反映した大学院教育を推進するとともに、国際的コミュニケーション能力等の育成に取り組んでいる。
- 文部科学省グローバル COE において、平成 21 年度に「ゲノム情報ビッグバンから読み解く生命圏」が採択されている。
- 文部科学省 21 世紀 COE プログラムにおいて、平成 14 年度に「生体シグナル伝達機構の領域横断的研究」、「「個」を理解するための基盤生命学の推進」、「戦略的基礎創薬科学」、「動的分子論に立脚したフロンティア基礎化学」、「化学を基盤とするヒューマンマテリアル創成」、「情報科学技術戦略コア」、「未来社会を担うエレクトロニクスの展開」、「共生のための国際哲学交流センター」、「生命の文

化・価値をめぐる「死生学」の構築」、「基礎学力育成システムの再構築」、「融合科学創成ステーション」の11件、平成15年度に「脳神経医学の融合的な研究拠点」、「環境・遺伝素因相互作用に起因する疾患研究—システム疾患生命科学の研究拠点形成—」、「ゲノム医学の展開による先端医療開発拠点」、「科学技術への数学新展開拠点」、「極限量子系とその対称性」、「多圏地球システムの進化と変動の予測可能性—観測地球科学と計算地球科学の融合拠点の形成—」、「強相関物理工学」、「機械システム・イノベーション」、「都市空間の持続再生学の創出」、「国家と市場の相互関係におけるソフトウェア・ビジネスの戦略的研究教育拠点形成—」、「先進国における《政策システム》の創出：比較政策システム・シナジー・コアの構築」、「市場経済と非市場機構との関連研究拠点」、「ものづくり経営研究センター」、「生物多様性・生態系再生研究拠点」、「心とことば—進化認知科学的展開」の15件、平成16年度に「言語から読み解くゲノムと生命システム—次世代バイオインフォマティクス拠点の創成—」、「次世代ユビキタス情報社会基盤の形成」の2件が採択され、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材の育成を図っている。

- 文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）」において、平成17年度に採択された「東アジア・リベラルアーツ・イニシアティブ（EALAI）」では、当該大学の教養教育を東アジアに発信する、新機軸の国際協力の取組を積極的に推進している。
- 文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（先端的国際連携支援）」において、平成19年度に採択された「世界公共政策ネットワーク推進計画 ダブル・ディグリーの導入とグローバル化に対応する教育基盤の構築」の支援を受け、英語による授業の拡大等を図っているほか、コロンビア大学、シンガポール国立大学、北京大学、ロンドン大学、パリ政治大学院等との連携を通じて学生の交換留学等を行い、国際交流の進展を図っている。

【改善を要する点】

- 学士課程においてシラバスの記述が十分でない科目が散見される。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
--

平成20年3月には、教育効果の把握等を目的として、学部2年次生を対象とした「前期課程教育の出口調査」(教養教育の達成度についての調査)を実施している。この調査は、教育に関するOECD事業のプログラムであるPIISA(OECD生徒の学習到達度調査)を大学教育に展開しようという世界的な潮流を念頭におき、学問的知識の習得だけでなく、「考える力」、「表現する力」、「行動する力」など、将来にわたって自身の活動目標を実現するために必要となる主要な能力(キーコンピテンシー)の獲得に関する評価項目を含むものとしている。

さらに、平成21年3月には、学部新卒者に対する大学教育の達成度調査を全学的に実施している。

単位修得状況、成績評価の分布等のデータを活用して、教育の達成状況の検証に活用している部局もある。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程では、前期課程2年間に基礎科目、総合科目、主題科目から文科生は70単位、理科生は76単位を最低限修得するとともに、後期課程において各学部が定める授業科目及び単位数を修得することを求めており、毎年3,000人を超える卒業生を輩出している。学部前期・後期課程学生の標準修業年限内修了・卒業率は、前期課程全体で92.0%、後期課程全体で80.6%である。

修士課程については、平成20年度では、2,933人に対し修士学位を授与している。標準修業年限内修了率は、研究科等の違いはあるが、52.6~93.2%である。

博士課程については、平成20年度では1,172人に対し博士學位(論文博士を除く。)を授与している。標準修業年限内修了率は、博士後期課程においては、人社系の研究科1.0~11.1%、理工農系の研究科55.2~57.9%、医学系研究科31.1%、薬学系研究科81.6%、学際系の研究科等18.4~20.1%であり、獣医学又は医学を履修する博士課程においては、64.2~66.7%である。

専門職学位課程については、平成20年度では427人に対し専門職学位を授与している。標準修業年限内修了率は76.1~100%である。

また、学生が、在学期間中の研究成果により、国内外の学会賞等を受賞する例も少なくない。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部前期課程では、平成 13 年度以降年 2 回の学生による授業評価アンケートを継続している。本アンケートでは、「新しい知識・学力の獲得」等の調査項目を設け、教育の成果や効果の把握に努めており、「新しい知識・学力の獲得」、「総合評価」の項目で高い評価（5 点満点でおおむね 4 点以上）を得ている。特に、総合科目、全学自由研究ゼミナール、全学体験ゼミナール等の授業科目群の評価が高い。アンケート結果は、報告書としてまとめ、FD等に活用している。

また、平成 21 年 3 月に実施した学部新卒者に対する大学教育の達成度調査アンケートの結果では、東京大学の教育を通じて身に付けた能力について、約 7 割が肯定的な回答を示しており、教育の成果や効果について、おおむね良好な結果が得られている。

さらに、各学部・研究科等における学生へのアンケート調査結果等の状況から、各学部・研究科等の教育目的に即した教育の成果や効果が上がっていることがうかがえる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部卒業後の進路は、大学院への進学が卒業生全体の過半数を占める。特に理系の学部では、大学院への進学者が多く、例えば、平成 20 年度卒業生について、薬学部では 86%、理学部では 87%、工学部では 81%である。医学部では、学部卒業生の 92%が臨床研修医となっている。

修士課程修了者の博士課程進学者は、研究科等ごとにばらつきはあるが、修士課程修了者全体の 3 割以上に及んでいる。また、就職先の約 7 割が企業等の研究職・技術職であるほか、大学教員、研究機関、公務員等にも多くの人材を輩出している。

博士課程修了者の就職先は、大学教員が約 1 割を占めているほか、研究機関や、企業において研究者・技術者に就いた者は、約 2 割を占めている。日本学術振興会特別研究員として研究を続ける者も相当数を占めている。平成 21 年度においては、博士課程修了者を対象とした特別研究員が、SPD : 10 人、PD : 323 人、RPD : 16 人、博士課程在学者を対象とした特別研究員が、DC 2 : 469 人、DC 1 : 578 人である。また、世界的あるいは全国的に事業を展開する企業や公務員にも人材を輩出している。外国人留学生在が帰国後に政府機関や国際機関等において活躍している事例も少なくない。

専門職大学院修了者の進路等は、国家試験合格者を相当数輩出するなど、当該専門職大学院の教育目的に即した成果を上げている。例えば、法科大学院修了者のうち、平成 21 年度の新司法試験では、216 人が合格している（合格率 56%）。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各部局において実施した卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取などの結果から、教育の成果や効果について、良好な評価を得ていることがわかる。

平成 19 年 11 月に実施した企業に対するアンケート調査では、8 割を超える企業が「東京大学の卒業生は幅広い教養を持っている」と回答していることから、「レイト・スペシャリゼーション」の理念に即した

学部前期課程教育において、学生が幅広い教養を獲得していることがわかる。また、専門分野以外の仕事についても、「学習能力がある」、「適度にこなせる能力がある」等、教養教育を重視した人材育成に関して肯定的な評価を得ている。さらに、卒業生の働きぶりについて、「一つの専門分野に高度に精通している」との問いに対して約8割から肯定的な回答を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「レイト・スペシャリゼーション」の理念に即した前期課程教育において、学生が専門分野にとられない幅広い教養を獲得している。

【更なる向上が期待される点】

- 大学教育の達成度調査では、教育の成果や効果についておおむね良好な結果を得ているが、教育内容・方法の更なる改善に資するために、引き続き、調査結果の詳細な分析、検証が望まれる。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学生の履修指導の一環として、ガイダンスを複数回実施しているほか、学習支援DVD「ようこそ駒場へー教養をどう学ぶか?」を配付している。また、新入生からの時間割や履修に関する質問に2年次生以上の学生が答える「ピア・アドバイジング」を実施している。

当該大学の特色である進学振分けの仕組みを有効に機能させるためには、学生自身が制度を十分に理解するとともに、専門学部に関する適切な情報提供が不可欠である。このため、履修の手引きの配付や入学者ガイダンスに加えて、適宜、進学に関するガイダンスを実施している。また、進学情報センターでは、常勤の教授1人を配置し、個人的な進路相談や修学相談に応じている。加えて、各学部の教員による公開シンポジウム「私はどのようにして専門分野を決めたか」を毎年開催しており、学生に好評である。

後期課程の各学部においては、前述の進学に関するガイダンスに加えて、進学者へのガイダンスや、分野によっては実験ガイダンス等を実施している。大学院においても入学時にガイダンスを行い、カリキュラム等の説明を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

初年次教育プログラムとして、新入生と教職員・在学生との交流を目的とした新入生歓迎イベント「FRESH START@駒場」、新入生歓迎講演会、職員による教務ガイダンスなどを実施している。また、初年次教育プログラムの充実を図るため、1年次終了時点で「初年次教育ニーズ調査」も実施している。平成19年度に文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に「国際連携による学部初年次教育のモデル実現ー教職員・学生との連携をととした新入生のエンパワーメントー」が採択され、アメリカ、アジアの大学の事例を参考に初年次教育プログラムを実施するとともに国際モデルの開発に着手している。さらに、「アクション・プラン 2007」における「包括型初年次教育のモデル開発と学習コミュニティの形成」に向けた仕組みづくりとして、初年次活動センターを平成20年度に設置している。

当該大学の特色である「レイト・スペシャリゼーション」の長所を十分に活かすために、日々の学習内容を越えた、個々の学問分野の性格、各自の関心に応じた全体的な学習計画、将来の進路との関連などについて、学生が個々の教員に面会をし、その助言を受けることができる「学習アドバイス制度」を設け、教養学部の全専任教員が学生の個人的な相談に応じ、学習支援を行っている。学生相談所（駒場キャンパス）では、「協力教員制度」を設け、8人の教員が学生の修学上の相談に応じている。このほか、「基礎演

習」授業のための学習相談TAが図書館に常駐しており、資料検索の指導に当たっている。

本郷キャンパス、柏キャンパスにも学生相談所を設置し、学生のような相談に対応している。

各学部・研究科等においても、独自の学習指導体制を設け、学生の学習・研究、専門分野や授業の履修に関する相談・指導・助言に対応している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

障害のある学生及び教職員への支援を行う窓口としてバリアフリー支援室を設置している。バリアフリー支援室は、駒場キャンパス（平成16年度設置）及び本郷キャンパス（平成18年度設置）に支所を置き、障害のある者への支援についての専門的なスキルを持つスタッフ4人及び事務職員2人が常駐し、広範な相談に応じるほか、点訳設備、音訳設備、スキャナー等の支援のための機器も用意している。

バリアフリー支援室は、直接に各学部や研究科等のイニシアティブで行われる支援活動を様々な側面からバックアップする形で、全学的支援体制を整えている。

例えば、聴覚に障害のある学生に対する授業時のノートテイクやパソコンテイク、授業後の音声データのテープ起こし等の支援活動について、関心のある学生の協力を得て行うことにより、部局支援実施担当者とバリアフリー支援室とで情報共有し、必要なアドバイスを提供するなど、円滑な支援を行っている。平成21年5月現在、19人の障害のある学生が在籍しており、70人の学生の協力を得つつ、必要な支援を行っている。

また、各種支援活動と並行して、障害のある学生の修学並びに教職員の支援実施要項を制定したほか、バリアフリー支援実施担当者研修会を開催するなど、啓発活動にも努めている。

留学生センターでは、外国人留学生を対象とした日本語教育等に当たっている。日本語教育では、既に日本語力の高い留学生が研究活動（論文執筆、研究発表など）のための日本語力を高めることを目的として、学術日本語コース（アカデミック・ジャパニーズ）を開設している。また、いくつかの研究科等、専攻においても、日本語教室を開設している。

各部局においても、日本語アシスタント等の学習支援を行っている。また、多くの研究科等において、チューター制度を活用している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自習室等の自主的学習環境は各部局で整備されており、例えば、法学部では、演習室を学生の自主的学習のために開放（平成20年度利用件数：1,009件）している。総合文化研究科では、大学院学生用スペースを設け、ラウンジ、共同研究室、すべての机に情報コンセントを備えた自習室等を整備している。数理学研究科では、すべての大学院学生に大学院院生室（コンピュータ、縦長ロッカー、本棚、辞書等を整

備)の研究スペースを割り当てるとともに、共同研究室(コモンルーム)を設け、すべての学生と教職員に開放している。さらに、駒場コミュニケーション・プラザでは、2階食堂を営業終了後の14時から21時まで自習スペースとして開放している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

駒場キャンパスは、学部新入生が最初に経験する場所「大学への入り口」に相当するキャンパスであることから、当該キャンパスの構内美化及び施設整備を優先的に進めている。快適なキャンパスライフを過ごすための課外活動施設として、平成18年度に駒場コミュニケーション・プラザが開館している。施設利用に関するアンケート調査の結果によれば、「満足」と「概ね満足」を合わせて87%であり、本施設の学生の満足度は極めて高い。

また、学生が利用できる各種スポーツ施設を多数備えている。このほか、課外活動体育施設等へのAED設置を強化や、農学部に全天候型のテニスコートを整備するなど、学生の課外活動を支援するための施策を推進している。

さらに、これまで任意(自己負担)での加入を勧めてきた「学生教育研究災害傷害保険」について、平成19年度から大学が保険料を負担することで在籍する全学生を補償対象とし、学生の福利向上を図っている。

学生向けの情報提供については、大学ウェブサイトの学生向け情報コンテンツを充実するとともに、平成16年度に、「学生が作る東大ホームページ」(U T - L i f e)を大学ウェブサイトの中に開設している。

東京大学総長賞及び総長大賞では、学業のほか、課外活動、各種社会活動、大学間の国際交流において顕著な功績のあった個人又は団体に対して、総長が表彰を行っており、学生のインセンティブとなっている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-3① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生相談所や精神保健支援室では、臨床心理士や医師等のカウンセリングに関する専門的知識を有する相談員を増員配置し、学生からの様々な相談に対応している。これらの窓口では、多様な相談状況や相談者の希望に応じられるよう、また学生が相談しやすい環境づくりのため、男女両性のカウンセラーを配置している。

複合的な問題を抱える学生の増加に即応するため、全学の相談施設を連携させる学生相談ネットワーク本部を平成20年4月に立ち上げ、多面的に学生を支援する体制を強化している。学生相談ネットワーク本部は、日常的な相談業務に加えて、深刻さを増す危機的状況下の学生に対する自殺予防の対策や啓発活動、学生の心の体力を育む教育プログラムの開発・実践等に取り組み、現状を改善することを任務としている。また、全学の相談施設の総合案内窓口として「なんでも相談コーナー」を開設している。このコーナーは、学生支援業務の経験や知識の豊富な職員を配置し、相談体制を強化することで、学生のニーズを幅広く汲み取り、各相談施設・関係部署につなぐとともに、問題の発生や深刻化を未然に防ぐ「防波堤」の役割も担っている。平成21年3月末時点で延べ1,562件の相談を受け付けている。

また、学生相談関連のウェブサイトの充実やパンフレットの配付等により、学生のアクセシビリティの向上を図っている。

各部署の相談室等においても、専門のカウンセラーを配置している。理学部・理学系研究科では、臨床心理士を配した学生支援室を設け、学習面のみならず、あらゆる面から学生へのカウンセリングを行っている。平成20年度には、新たに常勤の特任助教（副室長）を採用、常勤2人体制とし、体制の強化を図っている。法学政治学研究科の教育支援室や農学部・農学生命科学研究科、分子細胞生物学研究所の弥生ほっとラインでは、弁護士が相談に当たるなど、学生の多岐にわたる相談に対応している。

健康面に関しては、保健・健康推進本部が、学生等の健康管理、健康診断・診療等の健康関連サービスに当たっている。

セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者の救済を担当する全学的組織として、平成12年度にハラスメント防止委員会を発足させるとともに、専門の相談機関としてハラスメント相談所を開設している。ハラスメント相談所の相談員は、全員専門の相談員として学外から採用した者であり、教職員は含まれない。また、アカデミック・ハラスメント防止宣言及び防止委員会規則を制定し、学生相談所、ハラスメント相談所、保健センター、留学生センター、各部署等が連携したアカデミック・ハラスメント防止委員会を設置するなど、アカデミック・ハラスメント防止に向けた啓発活動を推進している。

学生相談所では、「アサーション（自己表現）1日入門セミナー」、「就職について考えるワークショップ」及び「エンカウンター・グループ（合宿形式のセミナー）」など、学生生活に関する各種セミナー・講演会等を開催している。また、様々な問題を抱えている学生にどのように接するとよいかについて、相談員を交え互いに話し合う機会として、全教員を対象としたグループ・コンサルテーションを実施している。

さらに、学生相談ネットワーク本部の活動の一環として、主に学生と日常的に接する機会のある教員及び職員を対象に、学生のメンタルケアを円滑かつ効果的にできることを主目的とした講習会を実施している。

学生のキャリア支援を行う体制としてキャリアサポート室を整備している。キャリアサポート室では、キャリアアドバイザーによるキャリア相談（外国人留学生も利用可）、「知の創造的摩擦プロジェクト」（交流会）及び「卒業生による業界研究会」・「合同会社説明会」等のイベントを3つの大きな柱として、全学的な就職支援及びキャリア形成支援を行っている。

また、キャリア形成支援のためのメールマガジン（平成20年度末現在の登録数6,000件）を配信している。

一方、外国人留学生に対するキャリアサポートにも力を注いでいる。外国人留学生のための「業界研究会」、「合同会社説明会」を毎年2度開催しているほか、外国人留学生のためのメールマガジン（平成20年度末現在の登録数1,000件）も配信している。

また、これら外国人留学生向けサービスをより有効なものとし、彼らが卒業後に日本で活躍できる環境を醸成することを目的として、日本の代表的企業28社の関係者を交えた「外国人人材活用に関する研究会」を立ち上げ、各企業の人材採用・育成手法、雇用形態などの情報交換を中心に幅広い問題の研究に取り組んでいる。

さらに、ポスト・ドクターのキャリア支援にも着手しており、ポスト・ドクターを対象とした企業説明会を開催している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生支援の窓口として、留学生センターに留学生相談室を設置している。相談数がこの数年増加傾向にあることや、卒業後の留学生の進路相談の充実を図る観点から、平成16年度に相談員(非常勤)を2人、平成19年度に教育研究事業費の配分(時限)を受け特任教員1人の増員を行い、外国人留学生に対する相談体制を強化している。

各部署においてもそれぞれ外国人留学生の相談窓口を設け、多様な相談に対応している。

さらに、本郷、駒場、柏の各キャンパスにおいて、ビザ・コンサルティング・サービス(在留資格関連業務)を実施しているほか、柏IO(インターナショナルオフィス)推進室は、柏地区における国際交流活動の機能集中を図り、留学生等の受入や生活支援のための不動産検索支援等を行っている。

このほか、留学生支援の取組として、FACEプログラムを実施しており、日本人ボランティアの協力を得て、日常生活の相談や日本語学習等の支援活動を行っている。

教職員、学生及び研究従事者が養育する乳児・幼児を対象とする保育園をキャンパス内に設置することにより、職場環境、学習環境の向上及び男女共同参画を図ることを目的として、当該大学が直接運営する全学対象保育園として「東大本郷けやき保育園」、「東大白金ひまわり保育園」、「東大柏どんぐり保育園」及び「東大駒場むくのき保育園」を開園している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

平成20年度の日本学生支援機構の奨学金貸与者数は、学士課程2,942人、博士前期(修士)課程2,714人、博士後期(博士)課程1,191人、専門職学位課程446人である。

法人化によって得られた財政面での条件を活かして、大学独自の学生奨励制度を設け、優秀な私費外国人留学生に研究奨励費、大学院学生の国外における学会、研究会での発表等に対し学術奨励費を支給している。

平成17年度以降、授業料値上げによって経済的に困難を抱える学生が修学を断念することができるだけないように、授業料免除の枠を拡大している。さらに、平成20年度からは、世帯給与収入400万円以下の学部学生の授業料を全額免除とすることを決定し、学生の経済的な不安を早期に解消し、勉学に専念できるシステムを整備している。平成20年度は前期及び後期で延べ3,378人が全額免除となっている。

博士課程学生に対する経済支援策として、平成20年度から授業料免除枠の拡大、外国人留学生特別奨学制度の増員、優秀な大学院学生を対象とした博士課程研究遂行協力制度(優秀な博士課程学生について学業を奨励するとともに、大学全体の研究レベルの質的向上を図るため、当該研究活動に必要な研究業務を委嘱し、研究業務そのものに従事させる。)の新設を行っている。

東京大学基金の特定基金として「東京大学外国人留学生支援基金」を設立している。本基金による奨学金は、成績優秀な外国人留学生に対する外国人留学生特別奨学制度とは性格が異なり、主として教職員からの寄附金による経済的援助の意味合いを含む奨学金として、毎年30人に月額5万円を支援している。

このほか、東京大学アサツーディ・ケイ中国育英基金(平成17年度発足)により、中国からの留学生受入の促進を図っている。

地方出身者や留学生等のために、三鷹国際学生宿舎(男子・女子)、豊島学寮(男子)、豊島国際学生宿舎(男子・女子)及び白金学寮(女子)の学寮・学生宿舎を用意している。

学寮・学生宿舎の月平均入居学生数（稼働率）は、平成20年度において、豊島学寮91人（60.7%）、白金学寮35人（49.5%）、豊島国際学生宿舎190人（94.8%）、三鷹国際学生宿舎576人（95.1%）である。豊島学寮及び白金学寮については、施設設備の老朽化による安全性の確保等の理由により利用率がやや低い。なお、現在、平成22年度中に運用開始を予定として新迫分国際学生宿舎（仮称）を建設中であり、豊島学寮及び白金学寮については、その完成を待って閉寮を予定している。

このほか、留学生が利用できる宿舎として、インターナショナルロッジ（駒場ロッジ、白金台ロッジ）がある。なお、新たなロッジを柏キャンパスに建設中である。

さらに、平成19年度には、東綾瀬団地の家族向け15室の借り上げを行い、保証人等を必要としない低廉で比較的良質な宿舎を確保、提供を開始し、留学生用宿舎の一層の充実を図っている。

なお、上記の経済的支援については、大学案内等の刊行物やウェブサイトを通じて学生に周知している。これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- バリアフリー支援室、駒場コミュニケーション・プラザ、学生相談所、精神保健支援室、柏IO（インターナショナルオフィス）推進室の設置、学生教育研究災害傷害保険料の大学負担、「学生が作る東大ホームページ」（UT-L i f e）の開設、男女共同参画を目的とした保育園の利用など、学生に対する幅広い生活支援が行われている。
- 世帯給与収入400万円以下の学部学生の授業料全額免除や博士課程学生に対する経済支援策が実施されている。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、本郷地区、駒場地区、柏地区と3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は本郷地区 559,176 m²、駒場地区 352,213 m²、柏地区 320,452 m²、運動場用地 278,471 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 1,143,374 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

講義室等の整備状況は、本郷キャンパスが講義室 201、演習室 279、実験・実習室 511、情報処理学習施設 39、語学学習施設 9、駒場キャンパスが講義室 114、演習室 62、実験・実習室 17、情報処理学習施設 9、語学学習施設 8、柏キャンパスが講義室 14、演習室 19、実験・実習室 157 である。

平成 18 年度には駒場コミュニケーション・プラザが完成し、課外活動のほか、講義、演習等に活用されている。

なお、平成 19 年度に東京大学創立 130 周年事業の一環として、「知のプロムナード」構想を進め、各キャンパスに、研究成果に関わるモニュメントやベンチを設置し、学生や教職員等の知的交流を深める場として美化・整備を行い、歴史と風格を持ち、樹木に恵まれたキャンパス環境の整備を進めている。

キャンパス計画室において策定した「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に基づき、部局の改修や修繕に合わせ、車いす対応トイレ、身障者対応エレベーター、スロープ、玄関自動ドアなどの対策工事を行ったほか、視覚に障害のある者の意見を反映させ、誘導ブロックの更新改善を図るなど、バリアフリー環境の充実を図っている。また、バリアフリー支援室は、当該大学に在籍する障害のある学生・教職員とバリアフリー支援室員とが意見交換等を行う「バリアフリー意見交換会」を開催し、施設・設備・機器等を利用する学生・教職員のニーズ等の把握に努め、重要性の高いものから順次対応を行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

情報基盤センターでは、教育用計算機システムを更新しており、さらに、スーパーコンピュータ、キャンパスネットワーク、学術情報利用・支援システム等、最新の設備による情報技術基礎教育を可能とする ICT 環境が整備され有効に活用されている。なお、情報基盤センターが全学的に管理する教育用 PC 端末は、i-Mac 端末が 1,176 台、CAD 端末が 186 台である。

情報処理学習施設は、本郷キャンパスに39施設、駒場キャンパスに9施設、整備され有効に活用されている。

また、多数台のプロジェクタを配備した講義・プレゼンテーション環境など、ICTを活用した先進的な教育環境であるKALS、「福武ラーニングスタジオ」（本郷）を整備している。

加えて、UTask-Web、UT-mateなど、インターネットを活用した履修登録、シラバスの閲覧等のICT環境も整備している。

このほか、情報通信技術を活用した教育環境の整備を全学的に推進することを目指した東京大学教育環境リデザインプロジェクト（TREEプロジェクト）では、「東大ポッドキャスト」、「UTOCW」、「TODAI TV」（自主学習、未履修科目等の学習支援として、インターネット上で基礎講義や著名人による講演会等のビデオと資料の配信及び公開を行う。）等のプロジェクトを推進している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

「東京大学キャンパス整備計画概要」（平成18年度改正）を策定し、中期目標・計画との整合、整備手法の妥当性、社会貢献、周辺地域社会への配慮、施設の点検・評価、福利厚生施設の拡充等について改正を行っている。また、本郷、駒場、柏の各地区のキャンパス整備計画概要に必要な改正を加え、キャンパスのバリアフリー化の推進、施設の耐震補強工事等を実施している。

また、大型実験設備の実態調査データを基に、平成16年度に設備マスタープランを作成している。さらに、施設等の有効活用に関する原則、指針を平成16年度に策定し、これに基づき、平成17年度に共同利用スペースの確保に関する細則、共同利用スペースの管理・運営実施細則、施設等の有効活用に関する点検・評価実施細則を策定し、キャンパス計画室の下、全学的な施設利用に関する要件等を明確にしている。

個々の施設・設備の運用方針は、利用案内等に記されている。利用案内等は、新入生ガイダンスのほか、利用案内パンフレット、学生便覧等の刊行物、ウェブサイト等を通じて、学生及び教職員に周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

本郷キャンパスに総合図書館、駒場キャンパスに駒場図書館、そして柏キャンパスに柏図書館を整備している。柏図書館は、平成16年に開館した最新の図書館で、自動化書庫システム（約100万冊収納可能）を完備している。さらに、各学部・研究科等にも、その特性に応じて34の図書室を整備しており、これら計37の図書館室を大学附属図書館と総称し、「共働する一つのシステム」として当該大学における教育研究活動を支援している。

附属図書館全体では3,947の閲覧座席があり、学生数に対する整備率は14%である。各図書館室では通常の閲覧座席のほかにもグループ学習室やPCコーナー等を整備し、学生の多様な需要にこたえている。

総合・駒場・柏図書館、及び部局図書館室における合計蔵書数約880万冊は国内の大学図書館では最大である。

学生用図書については恒常的な全学経費を措置し、新刊図書を中心に学習に必要な資料を安定的に収集している。選書に際してはシラバス掲載図書や教員推薦・図書館員推薦に基づく選書に加えて、学生

による選書も実施して具体的なニーズを取り入れている。

また、大学全体で利用する基盤的学術雑誌についても共通経費を活用し、計画的かつ系統的に収集している。この共通経費を財源として、国内外の学術雑誌約 8,800 誌と電子ジャーナル約 8,100 誌、並びに各種オンライン・データベース 58 点を契約し、最先端の教育研究環境を整備している。

視聴覚資料については、各図書館室で語学学習資料や文芸作品の映像資料等を収集するとともに、AV コーナー等を設けて利用環境の整備を図っている。

収集した資料は目録情報をシステムに登録しており、利用者はOPACを検索することによって全学の資料の所在を確認することができる。利用したい資料が離れた図書館室に所蔵されている場合は、図書館室間で配送し、身近な図書館室に取り寄せて貸出・返却することもできる。また、学内で所蔵する印刷資料と併せて、電子ジャーナルやデータベース等の学外と利用契約をしている電子的資料についても横断的に検索し、ワンストップで資料を入手できる環境を平成 19 年に整備している。

平成 20 年度の入館者数(延人数)は、総合図書館 758,100 人、駒場図書館 802,746 人、柏図書館 42,179 人である。館外貸出冊数は合計 508,503 冊である。

学生生活実態調査(2006)の結果では、月 1 回以上使用している学内施設に関する質問に対し、「学部等の図書館・図書室」が 71.3%、「総合図書館(本郷)」が 53.0%となっている。また、満足度(「満足している」と「まあ満足している」とした回答の割合)については、「総合図書館(本郷)」72.4%、「学部等の図書館・図書室」69.4%となっている。

資料の探し方等の図書館利用に関する質問件数は、総合図書館で年間約 3,100 件、駒場図書館約 7,000 件、柏図書館約 900 件に上る。利用者自身の情報探索技術を向上させる教育的支援も情報基盤センター図書館電子化部門と連携して実施している。また、窓口対応のほか、学生は図書館に来館しなくても研究室や自宅から図書館ウェブサイトを通じて質問ができ、質問内容に応じて部局図書館室も含めた全学の図書館室が連携協力して、質問者に電子メールで直接回答している。その質問・回答内容はデータベース化して参照できるようにしている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 駒場アクティブラーニングスタジオ(KALS)、福武ラーニングスタジオなど、ICTを活用した先端的な教育環境の整備を推進している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学部前期課程ではU T a s k - W e bを、学部後期課程及び大学院課程では、U T - m a t eを活用し、学籍、履修登録状況、成績等を一元的に管理している。学生はこれらのウェブシステムを通じて、履修登録や、休講情報、シラバス、成績等の閲覧等を行うことができる。

また、教育・学生支援系学務グループは、学校基本調査や部局から提供される教育活動に関するデータ等に基づき、大学院及び学部の学生数、留学生数、単位修得状況、学位取得状況等の教育の状況に関する資料・データを毎年継続的に収集し、「大学院及び学部関係資料」として取りまとめ、各学部・研究科等での検討に活用するために配付している。

このほか、評価支援室では、全学的に共通と考えられる項目からなる独自のデータベース「標準実績データベース」を構築しており、教育研究活動等に関するデータの蓄積を可能としている。

なお、これらの資料は、法人文書管理規則、セキュリティ・ポリシー等に基づき管理されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生から意見を聴取する取組として、各部局において学生に対する授業評価アンケート等の取組が行われている。例えば、学部前期課程では、全授業を対象として、年2回、各学期の終わりに授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は報告書としてまとめ、FD、カリキュラムの見直し、設備の改善等に役立てている。

学部後期課程では、すべての学部で学生による授業評価アンケート等を実施しており、学生の意見の把握に努め、その結果を授業改善に活用している。また、大学院においては、少人数授業のため匿名性が確保しにくいなどの事情から網羅的な授業評価は馴染まない部分もあるが、多くの研究科等が学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善に取り組んでいる。

学生生活実態調査を昭和25年以降毎年継続して実施している。学生生活の状況のほか、学業、家族の状況、通学・住居、就職、大学への要望等を調査し、年度間、男女間等の相違に注目しつつ、分析を行っている。調査結果は、全学会議や学内広報やウェブサイト等で周知、公表している。これらの調査結果を踏まえつつ、学生支援センターの創設、総合図書館における照明の増設、土日における図書館の返却処理の受付など、学生の要望に対応した改善を図っている。

教員の意見は、全学の教育運営委員会や各部局の教務委員会等における議論を通じて把握されており、カリキュラムの改善など、様々な教育改善が実現している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

卒業生に関する教育の成果・効果の把握を目的として、産学連携協議会会員企業に対してアンケート調査を実施している。アンケート結果は大学総合教育研究センターで分析を行い、その結果を基に、経営協議会委員に意見を求め、中期目標期間の評価における自己点検等に活用している。

各部局においても、学外有識者を含む運営諮問会議等を設置し、学外関係者の意見聴取に努めている。例えば、教養学部では、学外有識者を含む運営諮問会議を定期的に開催しており、教育の国際化の推進に関する委員からの意見を踏まえ、ローマ大学及びザグレブ大学との交流協定を新たに締結している。経済学研究科では、CARF（東京大学金融教育研究センター）諮問委員会での意見を受け、附属のセンターが主催するセミナー、海外からの客員教員の充実に努めている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

各部局において学生による授業評価アンケート等の取組を実施しており、これらの結果は、FD等に活用している。個々の教員は、これらを踏まえ、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善に努めている。

例えば、経済学部では、基礎となる専門科目Ⅰ（準必修科目）における学生の理解が不足していることを踏まえ、授業時間に加えてTAによるセッションを設け、講義の補足や宿題の解説等を行うことで、学生の授業理解の改善を図っている。公共政策学教育部では、教育方法助言委員会が主体となり、学生による授業評価アンケートをすべての授業で実施し、各評価項目の全体の平均と各教員の評価及び学生からの授業に対する具体的感想等を各教員にフィードバックしている。さらに、授業評価において高評価を得た教員に対して、授業方法の工夫等をインタビューし、その内容を他の教員に提供することにより、改善に向けた取組を促進している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFDの施策を検討する体制として、教育運営委員会の下に各部局のFD担当者等で構成する教育改善検討部会を平成19年度に設置している。教育改善検討部会では、他大学の講師による講演会を開催するなど、各部局の担当者に対する研修活動を通じて、FDの全学的展開と質の向上を図っている。

教養学部（前期課程）では、学生による授業評価アンケートを継続実施しており、この結果を活用しつつ様々な活動を展開している。特に教養教育開発機構は、公開シンポジウム「授業評価とファカルティ・ディベロップメント」の開催や前期課程のカリキュラム改定にあわせた『東京大学前期課程教育の理念と

実践―授業担当者のための必須マニュアル』の改訂等を通じて活動を推進している。

また、平成18年度に文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に採択された「国際標準の学部初年次教育実現のモデル構築―留学生も視野に入れた先進的研修プログラムの試行―」では、教職員16人をハーバード大学・ペンシルバニア州立大学に派遣し、初年次教育プログラムの理念や実践を学ぶ研修を実施している。

このほか、各部局において様々なFDが実施されており、例えば、文学部・人文社会系研究科では職員を活動に参加させるなどの取組も見られる。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育活動の質の向上を図るため、教育支援に携わる職員に対し、全学的な分野別専門研修として、学務系研修、図書系研修、技術系研修を行っている。

このほか、大学院教育の一環として、すべての研究科等においてTA制度を実施しており、将来教育研究の指導者となるためのトレーニングの機会となっている。TAの教育能力の向上を図るため、補助業務の内容等について採用時等に説明しているほか、講習会への参加や表彰制度の導入等を行っている部局もある。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部前期課程ではU T a s k - W e bを、学部後期課程及び大学院課程では、U T - m a t eを構築し、学籍、履修登録状況、成績等を一元的に管理し、教育活動の実態を示すデータを蓄積している。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 1,223,537 百万円、流動資産 84,446 百万円であり、資産合計 1,307,983 百万円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 155,321 百万円、流動負債 91,271 百万円であり、負債合計 246,592 百万円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 62,502 百万円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院の診療収入から返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、当該大学の関係部署で検討の後、大学評価委員会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、総長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用201,933百万円、経常収益205,982百万円、経常利益4,048百万円、当期総利益4,282百万円であり、貸借対照表における利益剰余金20,683百万円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、東京大学21世紀学術経営戦略会議財務・会計制度委員会財務・会計制度ワーキンググループにおいて策定された配分方針に基づき実施されている。加えて、総長のイニシアティブによる戦略的な資源配分を行うため、総長裁量経費を確保し、先導的、独創的、学際的な研究を行うプロジェクトに対し支援を行っている。さらに、戦略的、機動的な資金配分を行うため全学教育研究資金を設け、各部局から提出された要求書に基づき、大学委員会において審査を実施し、その後学術企画調整室にて大学委員会委員の意見を集約の上、役員会に報告し、決定している。

また、施設・設備に対する予算配分については、研究環境の改善、研究施設等の整備充実を図るため、共同研究費、受託研究費及び寄附金の30%を研究支援経費とする制度を導入している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事職務指針、監事監査要綱、監査実施基準などに基づき、教職員等の面談などによる現況把握と事情聴取、調査票など書面による照会、重要な会議への出席、重要な回付書類の閲覧等を通じて厳格に行われている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査実施要綱に基づき、会計組織とは独立した内部監査組織である監査室が、内部監査年次計画書を作成して、監査を実施している。

また、監査室では、監事・監査室・会計監査人との打合せ会議等で現状の課題等の協議を行うなど、連携して、情報の収集・把握に努めながら内部監査を実施している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

東京大学

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に則して、役員として、総長、7人の理事及び2人の監事を置き、経営協議会、教育研究評議会を設けている。また、総長室及び大学委員会を置き、大学法人及び大学の運営の基本的事項に関する総長の職責遂行をサポートする体制を構築している。さらに、理事・副学長の総括・指揮の下に、課題に対応する体制として、総長補佐を中心とする教職員からなる「室」組織を設置し、法人運営に係る重要な課題に取り組んでいる。

事務組織は、本部の事務組織と各教育研究部局等の事務組織からなる。本部事務組織については、法人としての戦略的企画立案機能と大学としての教育研究推進機能の双方について、事務体制の強化を目指し、平成19年7月から新体制をスタートさせている。指揮命令系統の整理、フラット化と柔軟なチーム編成による業務環境の変化に対応した合理的効率的な事務処理体制構築を目指し、従来の部課制を廃止し、「グループ」とグループを統括する「系」を基本単位とするとともに、チーム制を導入している。また、法人化後に新たに必要性の増した国際、渉外、産学連携、環境安全、調達企画、企画、秘書、業務改善、情報システム、キャリアサポート等の新規部門に、教職員を重点的に配置し、事務体制の強化を図っている。

なお、事務分掌の縦割りの解消等のため、分野ネットワーク制度、登録プロジェクト制度及び部局パートナー制度を構築し、部局と本部執行部の一層の融合を図っている。

また、本部の組織として、31(平成20年度)の全学委員会を置き、本部業務に関して必要な事項を審議、検討している。

様々な危機管理に対応するため、主な全学的な体制として、環境安全本部、保健・健康推進本部及びコンプライアンス室等を設置している。

確実な安全衛生管理を実現するため、部局に安全衛生管理室を置くとともに、これらを全学的に束ねる環境安全本部を整備している。環境安全本部は環境安全担当理事の下で、学内の状況把握、全学的に必要な通知・啓発、所属構成員(教職員、学生等)への啓発活動、関係官庁との対応等を行っている。環境安全本部では、「野外活動における安全衛生管理・事故防止指針」、「東京大学の防災対策」等の作成に加えて、化学物質管理規程の策定、安全管理の徹底に向けた啓発活動等の取組を通じて、安全衛生管理体制の強化を図っている。

保健センターは、緊急の感染防御対策に対応しうる体制を整えている。平成19年度のはしかの大流行の

際には、キャンパスでのほしか拡大を防ぐため、学生、教職員に対する感染情報提供を行うとともに、免疫が不十分な学生全員に、無料でワクチン接種を実施するなど対処している。また、平成21年度には、保健センター3支所（本郷・駒場・柏）を本部組織として保健・健康推進本部に改組し、全学的な危機管理体制を強化している。

さらに、新型インフルエンザへの対応として、WHOや政府機関の情報を踏まえ、直ちに東京大学新型インフルエンザ対策本部（本部長：保健・衛生担当理事）を設置し、学内外の情報収集と対策の検討・実施を進めている。

東京大学における競争的資金等の不正使用防止に関する規則等を制定し、全学的観点から不正防止計画の推進を担当する防止計画推進部署としてコンプライアンス室、通報窓口を設置している。

また、競争的資金不正使用防止ウェブサイトを開設したほか、全部局ヒアリングや全教職員を対象とした意識調査アンケートを実施し、学内のリスク・課題の把握・分析を行い、その結果に基づき、不正防止のための研究費不正使用防止計画（第一次行動計画）を策定し、学内外に公表するなど、研究費の不正使用防止に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

総長のリーダーシップの下、効果的な意思決定を推進するため、全学組織として総長室及び大学委員会を置くとともに、理事、副学長、監事、副理事、総長補佐及び総長特任補佐等を置き、総長の職責遂行を支援している。また、理事・副学長の総括・指揮の下に、課題に対応する体制として、総長補佐を中心とする教員及び関係の事務職員で構成する「室」組織を総長室又は本部事務組織に設置し、法人運営に係る重要な課題に取り組んでいる。

理事の所掌業務は明確に定められており、また、新たな課題についても総長の判断により直ちに理事の責任分担を決定している。さらに、毎週開催される役員懇談会を通じて、総長及び役員間の意思疎通を図り、明確な責任体制の下、スピード感を持って業務の執行に当たる体制を構築している。

加えて、総長室を事務的にサポートする体制として総長秘書室を設置するとともに、本部事務各部署の若手職員を企画担当のマネージメントスタッフに任命し、全学的な企画立案、連絡調整、経営情報の収集にあたらせ、総長室と各部の企画部門が一体となり、総長をサポートしている。

これらのことから、総長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

業務改善プロジェクト推進本部の下、教職員（ボトムアップ）による自律的な改善を推進している。教職員から業務改善提案に加えて、「自律改善登録課題」、「自律改善推薦課題」の募集を行い、緊急性の高いものから順次業務運営に反映している。また、総長による業務改善表彰を行い、職員にインセンティブを与えると同時に次年度応募への期待を高めている。これらの成果は、人件費の削減、業務の簡素化・効率化、経費削減となって現れてきている。

学生からは、学生生活実態調査等を通じてニーズを把握し、必要な対応を行っている。

国立大学法人法に基づき、学外有識者等からなる経営協議会を設置している。また、経営協議会の学外委員から、教育研究面も含めた幅広い意見を得るため、経営協議会に加えて「経営協議会懇談会」を開催している。ここでの意見は、博士課程学生への経済的な支援、東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラムの開設等に反映されている。

また、600 を超える会員企業からなる産学連携協議会では、アドバイザー・ボード・ミーティング等を通じて、企業等のニーズを把握している。各部局においては、学外有識者を含む運営諮問会議等を設置し、学外関係者の意見聴取に努めている。

世界のトップ大学間の競争が厳しさを増す中、当該大学の国際的プレゼンスの向上のために、総長が世界の要人と意見交換し、交流を深めることを目的として、15 か国 27 人の有力企業人、学識経験者、国際機関関係者等で構成するプレジデント・カウンシルを設置し、高等教育の在り方に始まり、当該大学の国際的イメージ、発展途上国との交流推進、学部教育の国際化の必要性、大学改革の進め方等について意見交換を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法第 10 条に基づき 2 人の監事を置いている。監事は自らが策定した監事監査計画に基づき、面談等による現況把握と事情聴取、調査票など書面による照会、役員会を含む重要な会議への出席、重要な回付書類の閲覧等を通じて、業務監査及び会計監査を行っている。

監査結果は監事監査報告書にまとめられ、総長へ提出されるとともに、全学の会議等やウェブサイトを通じて周知している。また、監事監査結果のフォローアップを行い、改善に向けた取組を推進している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

階層別研修のほか、知識・技能向上研修、自己啓発コース、講習会等を策定し、管理運営能力等の向上を目的とした多様な研修を実施している。また、自主的な能力開発に応じる研修を用意し、事務職員の資質の向上を図っている。

業務改善活動の一環として、『東京大学職員キャリアガイド』、『東京大学幹部職員行動指針』及び『新人職員応援ブック』を作成し、全職員が、自己研鑽及びキャリア形成のための資料として活用することができるようにしている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学憲章において「運営の基本目標」、「財務の基本構造」、「教育・研究環境の整備」、「学術情報と情報公開」、「基本的人権の尊重」等の基本的な理念を示している。

また、これらの管理運営に関する方針に基づき、学内の諸規則を整備し、その中で、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、各構成員の責務と権限を明確に示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-2② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

学生の学務全般のデータは、学務システムにおいて一元的に収集、蓄積している。また、財務に関するデータは予算執行管理システム、財務会計システムで管理しており、これにより目的別、事業別の分析が可能となっている。教員の学術情報については、学術機関リポジトリ、標準実績データベース等を整備し、必要に応じて教職員が活用できるようにしている。また、学内専用ポータルサイト「東大ポータル」を整備し、全学的にサービスされている業務システムへのリンクや、全学会議（科所長会議、事務長会議）の資料、業務運営に関わる各種資料やマニュアル等を掲載している。なお、学内広報が定期的に発行されており、ウェブサイトから閲覧可能である。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

教育・研究・産学連携などの分野での当該大学の改革の動向、また、法人化に対応した大学の制度整備等をまとめた『東大白書（東京大学大変革—現状と課題）』を平成16年度に刊行している。

国立大学法人法に基づく年度評価及び中期目標期間評価の実施に当たっては、本部関係部署等において資料・データに基づく自己点検を実施し、その情報を評価支援室等で取りまとめ、検証を行っている。評価結果は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議等の全学会議で報告し、指摘事項等への改善を促すとともに、ウェブサイトに掲載し、学内外に広く公開している。

また、各部局においても、専門分野の特性等に応じて自己点検・評価及び外部評価を実施しており、報告書等の刊行状況を全学として取りまとめウェブサイトに掲載している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-2② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

各部局では、特性に応じて自己点検・評価を実施しているほか、外部評価も相当数の部局で実施している。これらの多くは諸外国から一流の研究者を招いて行った本格的なピアレビューであり、それぞれの部局における研究の改善に役立っている。なお、各部局が行う外部評価の実施に当たっては、一定の要件の下、その経費を本部が一部支援する制度を設けている。

また、運営諮問会議等を通じて外部者の意見を取り入れている。

このほか、法学政治学研究科法曹養成専攻は、平成20年度に大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を実施している。また、公共政策大学院については、学校教育法の特例措置により、自己点検・

評価の結果について、学外者による検証を行い、その結果を文部科学大臣に報告するとともに、広く社会に公表している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

総長のリーダーシップによる組織的、戦略的な法人経営体制の確立のために、平成17年度に「東京大学アクション・プラン 2005-2008」を提示している。本アクション・プランは、当該大学を取り巻く状況の変化や大学内外からの指摘等を受け止めながら、修正や追加など内容の進化を遂げていくことを意図したものであり、毎年度、達成状況の検証を行うとともに、検証結果等を踏まえた改定を行い、諸課題の実現に取り組んでいる。

国立大学法人法に基づく年度評価及び中期目標期間評価の結果は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議等の全学会議を通じて全学的に周知し、関係部署において対応を図っている。案件によっては、総長、担当理事から直接的に改善指示がなされ、具体的な改善に結び付いている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

教育研究活動を社会に発信するため、公開講座（春季、秋季）やシンポジウム（随時）等を多数行っている。これらの情報は、ウェブサイトや学外向け広報誌等を活用し、情報発信している。

さらに、ウェブサイトのトップページに「学術情報」欄を設けるなどの工夫や、公開講座、各種のイベントの講演などを視聴することのできるサイト「TODAI TV」、正規授業のネット配信や講義資料の公開をするサイト「UTOCW」の開設等を行っており、その結果、ウェブサイトアクセス数が、平成16年4月の250,461件から平成20年4月の754,791件へと伸びている。

また、附属図書館と情報基盤センターでは、当該大学の研究者情報や学術論文情報をデータベース化した東京大学学術機関リポジトリシステムを稼働させている。

国際的な情報発信にも努めており、『東京大学の概要』英語版の改訂、英文ウェブサイトの充実、中国語及び韓国語版のウェブサイトの作成などを進めている。

さらに、学内外向け広報メディアの充実を図るために、編集等の専門家を学外から採用し、学内外広報誌を刷新している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 財務戦略室等の「室」組織の設置、「マネジメントスタッフ」の活用等の学内的な体制に加えて、国内外の有識者からなる「プレジデント・カウンシル」を設置するなど、総長の職務遂行を強力にサポートする体制を構築している。
- 業務改善活動の一環として、『東京大学職員キャリアガイド』、『東京大学幹部職員行動指針』及び『新人職員応援ブック』を作成し、全職員が、自己研鑽及びキャリア形成のための資料として活用す

東京大学

ることができるようにしている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 東京大学

(2) 所在地 東京都文京区

(3) 学部等の構成

学部：法学部，医学部，工学部，文学部，理学部，農学部，経済学部，教養学部，教育学部，薬学部

研究科等：人文社会系研究科，教育学研究科，法学政治学研究科，経済学研究科，総合文化研究科，理学系研究科，工学系研究科，農学生命科学研究科，医学系研究科，薬学系研究科，数理科学研究科，新領域創成科学研究科，情報理工学系研究科，情報学環，学際情報学府，公共政策学連携研究部，公共政策学教育部

附置研究所：医科学研究所，地震研究所，東洋文化研究所，社会科学研究所，生産技術研究所，史料編纂所，分子細胞生物学研究所，宇宙線研究所，物性研究所，海洋研究所，先端科学技術研究センター

関連施設（全学センター）

：総合研究博物館，低温センター，アイソトープ総合センター，環境安全研究センター，留学生センター，人工物工学研究センター，生物生産工学研究センター，アジア生物資源環境研究センター，大学総合教育研究センター，駒場オープンラボラトリー，空間情報科学研究センター，医学教育国際協力研究センター，インテリジェント・モデリング・ラボラトリー，情報基盤センター，気候システム研究センター，素粒子物理国際研究センター，大規模集積システム設計教育研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部14,057人，大学院13,764人

専任教員数：3,773人

助手数：75人

2 特徴

東京大学は、1877年に創設された、日本で最も長い歴史をもつ最大規模の総合国立大学であり、日本を代表する大学として、近代日本国家の発展に貢献してきた。本郷、駒場そして柏に所在する3箇所の主要なキャンパスをはじめ、全国各地に研究教育施設を保有し、広範かつ先鋭な世界最高水準の学術研究を行い、その成果を様々なメディアを通じて国際発信する一方、学問基盤の教養科目から最先端の専門科目に至るまで多様・多元的な学部・大学院教育を実践し、国際社会に貢献する人材を輩出している。

国内にあって建学期、戦後復興期の節目ごとに時代に即した変遷を遂げて大学の使命を果たし、文化、政治、経済、社会、科学、技術の発展に尽くした結果、国外においても研究と高等教育で日本を代表する大学と評価されている。

東京大学の特徴は、基礎から応用そして専門から総合まで、多様・多元的な部局の特質を尊重し最大限に発揮させる伝統を備え、なおかつ、国際社会における公共を益する多様な活動を行うべく、大学全体の組織として有機的な連携と総合を惜しまず工夫する革新性に富む点にあり、世界に冠たる総合大学としての学術文化的、人材的なポテンシャルと実行力を蓄えている。

東京大学は、2007年に創立130周年を迎え、創立期の「第一の創業」、戦後改革の「第二の創業」に次ぐ「第三の創業」ともいえる大きな展開期に立ち、学生支援の充実、教育・研究の活性化、国際交流の推進、産学連携・地域貢献の促進に力を注ぐとともに、経営戦略の確立など国立大学法人化のメリットを最大限に活用し、世界のトップユニバーシティに値する活動を世界規模で展開している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

東京大学は、人類普遍の真理と真実を追求し、世界の平和と人類の福祉の向上、科学・技術の進歩、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡の取れた持続的な発展、文化の批判的継承と創造に、その教育・研究活動を通じて貢献することを大学の基本理念・使命とする。平成15年3月に制定した「東京大学憲章」（別添資料1）は、この使命の達成に向けて依って立つべき理念と目標を定めたものであり、教育・研究活動及び組織運営の基本目標は以下のように要約される。

1. 学術の基本目標

学問の自由を基調として、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究活動を維持し、発展させることを目標とする。学術が社会に及ぼす影響を重く受け止め、社会のダイナミズムに対応した幅広い相互連携を確立・促進し、人類の発展への貢献に努める。創立以来の学問研究の伝統・蓄積を広く社会に還元するとともに、世界的な教育・研究拠点として国際学術交流の進展を図る。

2. 教育の基本目標

広い視野を有しつつ高度の専門的知識と理解力・洞察力・実践力・想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者精神を持った、各分野の指導的人材の養成、すなわち、世界的な視野を持った知的指導者の養成を目指す。このため、学生の個性と学習する権利を尊重した、世界最高水準の教育を追求する。

3. 研究の基本目標

真理の探究と学知の創成に携わる構成員の多様で、自主的かつ創造的な研究活動を尊重しつつ、促進して、世界最高水準の研究を追求する。既存の学問体系・専門分野を批判的に継承しつつ、萌芽の研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。特に、広く諸分野を横断する研究課題に対しては、総合大学としての特性を十全に活用して、多様な研究者個人・組織間の適正な接続を図り、学際的研究の更なる活性化と、学の融合を通じての新たな学問分野の創出を目指す。また、大学や国境を超えた研究連携の輪を広げて、世界的視野に立つネットワーク型研究の牽引車の役割を担う。

4. 大学の自治に基づく組織運営の基本目標

国民から期待され、付託された大学の重大な使命とは、種々の利害を離れて自由な学知の創造と発展を、大学の自治精神のもとに追求し続けることによって、広く人類社会へ貢献することであることを深く自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、その付託に伴う責務を自律的に果たす。

学部、研究科等の教育研究上の目的は、別添資料2及び3のとおりである。

<別添資料>

別添資料1：東京大学憲章

別添資料2：学部ごとの教育研究上の目的

別添資料3：研究科等ごとの教育研究上の目的

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

＜1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。＞

教育研究等に関する基本理念・目標は，東京大学憲章に定め，明文化している。憲章では，「教育の目標」として「東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き，広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力，洞察力，実践力，想像力を兼ね備え，かつ，国際性と開拓者の精神をもった，各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は，学生の個性と学習する権利を尊重しつつ，世界最高水準の教育を追求する」ことを掲げており，この内容は，学校教育法第83条の趣旨に合致している。また，学部，研究科等の教育研究上の目的は，各学部規則，研究科等規則等に明示している。これらの目的は，学校教育法第83条及び第99条の趣旨に合致している。

＜1-2 目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。＞

東京大学憲章及び学部，研究科等の教育研究上の目的は，東京大学概要，大学院便覧等の刊行物やウェブサイト，新任教職員研修等を通じて，学内外に周知・公表している。さらに，英語，中国語，韓国語版のウェブサイト等を通じて，海外に向けた公表にも努めている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

＜2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育の実施体制）が，大学の目的に照らして適切なものであること。＞

東京大学は，「学部教育において，幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし，多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現」することを憲章に掲げ，1，2年生を対象とする学部前期課程教育（教養教育）の責任部局として教養学部を置く教育体制を堅持している。

学部後期課程は，法，医，工，文，理，農，経済，教養，教育及び薬の10学部で構成されており，総合大学の特性を活かし，人文社会から自然科学にわたる広範な専門教育の実施を可能としている。また，各学部における学科・コース等の編成は，教育研究目的を達成する上で適切な構成となっている。

研究科については，多様な専門分野を展開する人文社会系，教育学，法学政治学，経済学，総合文化，理学系，工学系，農学生命科学，医学系，薬学系，数理科学，新領域創成科学，情報理工学系の13研究科，及び学際情報学府，公共政策学教育部で構成される。各研究科等の専攻は，教育研究上の目的に照らして適切に編成されている。さらに，複数の附置研究所，全学センター等を要する総合大学の特性を活かし，研究成果等を教育に反映するための体制が整備されている。

＜2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。＞

教育研究評議会を設置し，教育研究活動に係る重要事項を審議している。また，研究科長・学部長等からなる「教育運営委員会」を設置し，教育上の重要事項を系統的に審議し，各部局の直面している課題について共通理解を図っている。各学部・研究科等の教授会及び教育会議等の組織構成は適切であり，検討を通じてカリキュラムの改善等に結実するなど，実質的な検討が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

＜3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。＞

各学部・研究科等は，それぞれの教育研究の目的や特性に応じた教員組織編制となっており，教育研究に係

東京大学

る責任の所在が明確にされ、教育課程を遂行するために適切な実施体制となっている。

学士課程を担当する専任教員数は大学設置基準を満たしている。また、各学部において主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を適切に配置している。

全ての研究科等において、必要な研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保している。また、全ての専門職大学院について、必要な専任教員数及び実務家教員数を確保している。

教員組織の活性化を図るため、任期制、人材本位の人事政策を進めるとともに、男女共同参画の取組を積極的に推進している。

< 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。 >

教員の採用、昇格に当たっては、各部局の責任において、専門分野の特性に応じた選考基準に基づき、研究業績、教育経験、年齢等を考慮しており、学士課程においては教育上の指導能力、大学院課程においては教育研究上の指導能力が教員選考の際に考慮されている。

また、学生への授業評価アンケート等を通じて、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われている。さらに、教員に係る教育研究力の向上を狙いとした東京大学独自の評価制度の構築に向け、検討を進めている。

< 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。 >

各学部・研究科等における教育内容は、当該部局が行う研究活動と密接に関連しており、教員は、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動を行い、その成果を教育内容に反映している。さらに、附置研究所、全学センターやグローバル COE プログラム等の最先端の研究成果を教育に反映している。

< 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。 >

教務関係や厚生補導等に必要な事務職員や図書職員、技術職員を適切に配置している。また、ティーチング・アシスタント (TA) を積極的に活用している。

基準 4 学生の受入

< 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。 >

東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開くことを東京大学憲章に掲げるとともに、広範な基礎学力を有し柔軟かつ論理的な思考に秀でた学生を受け入れるべく、学生募集要項等において入学者選抜方針を明示している。また、「大学案内-東京大学で学びたい人へ-」、女子高校生向けのパンフレット「Perspectives」の配布、大学説明会、オープンキャンパス等を通じて、入学者受入方針を公表、周知している。

大学院については、各専攻等の募集要項において入学者受入方針等を明示し、ウェブサイトや入試説明会等を通じて公表、周知している。

< 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。 >

学士課程の入学者選抜は、学力試験（大学入試センター試験及び第2次学力試験）及び調査書等により適切に実施している。大学院の入学者選抜は、各研究科等の入学者受入方針に沿った学生を選抜するため、多様な入学者選抜方式を採用している。また、社会人特別選抜、外国人特別選抜等を実施し、入学志望者の特性や多様な経験を考慮しつつ、適切な選抜方法により入学者選抜を行っている。

学士課程においては、入試監理委員会を置き、責任ある実施体制のもと、公正に入学者選抜を実施している。大学院課程においては、各研究科等において入試委員会を設け、入学者選抜を実施している。また、大学院入

試に関する全学的なガイドラインを策定するなど、入学者選抜の公正性の確保に努めている。

＜4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。＞

学士課程及び専門職学位課程の入学者数は、定員とほぼ合致しており適正な状況にある。大学院については、専攻単位で見ると入学定員の超過、未充足が一部に見受けられる現状にあるが、教育運営委員会を中心に学生や社会的ニーズ等を踏まえ、入学定員と実入学者数との関係の適正化の検討を進めている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

＜5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。＞

レイト・スペシャリゼーションの理念に基づき、東京大学の特徴である「2層の学部教育体制」における前期・後期課程カリキュラムにより、リベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門領域と有機的に結合する柔軟な学部教育システムを実現している。全学協力体制により、専門分野にとらわれない幅広い教養教育を実現しており、「全学自由研究ゼミナール」、「全学体験ゼミナール」や「学術俯瞰講義」等を通して学問への強い動機づけを与えている。また、ALESS (Active Learning of English for Science Students) の開始など、国際化への対応を推進している。

学部後期課程教育では、前期課程教育での学修を基礎としつつ、各部局の学問分野の特性に応じて、専門的知識を体系的に獲得できるような教育課程の編成となっており、授業科目の内容は、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

単位の実質化への配慮については、学部前期課程では、学部後期課程への進学に際して極めて厳格な要件を課すとともに、様々な学習支援を通じて学生の主体的な学習を促している。

＜5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。＞

講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスは、各学問分野の特性に応じた適切なものとなっている。高度なICT支援による教育空間「駒場アクティブラーニングスタジオ (KALS)」は、少人数による双方向性の授業を実現するモデルとして特筆できる。また、学問分野の特性に応じて、フィールド型授業など学習指導法の工夫が行われている。また、現代的教育ニーズ取組支援プログラム、質の高い大学教育推進プログラムに採択された教育プログラムを通じて、特色ある教育を実践している。

シラバスは各学部において、準備学習等を進めるための基本となるものとして、適切に作成されている。また、学生支援のためのデータベースシステム「UTask-Web」、「UT-mate」を構築しており、ウェブサイトから閲覧が可能である。

この他、多様な学修歴等への対応として、カリキュラム改定や教材開発を行っている。

＜5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。＞

学部前期課程における評価判定基準は、「履修の手引き」に明記している。各学部の成績評価については、各学部規則の定めることとされており、学部便覧、シラバス、ウェブサイト等に明示するとともに、ガイダンスにおいて周知している。成績評価、単位認定、卒業認定は、これらの基準に即して実施されており、厳格性や一貫性が確保されている。

(大学院課程)

＜5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。＞

各研究科等の教育課程は、学問分野の特性に応じて、講義、演習、実習、実験（修士論文研究、博士論文研究を含む）の組合せにより、体系的に編成されている。また、授業内容は、学術の動向や社会の要請に対応し

て多様である。さらに、多数の附置研究所・全学センター等を擁する本学の特性を最大限に活かし、研究成果等を教育に反映している。

魅力ある大学院教育イニシアティブ、組織的な大学院教育改革支援推進プログラム等に多数採択されているほか、高度専門職業人教育、社会人再教育を意図した教育プログラムの整備等を通じて、社会からの要請に応じている。さらに、すべての授業を英語で行う教育プログラムの開設等を通じて、国際性に富む教育環境の整備を推進している。

<5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。>

講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスは、各学問分野の特性に応じた適切なものとなっている。また、徹底した少人数による学習指導、研究指導に加えて、専門分野の特性に応じて、フィールド型授業やインターンシップ等を実施している。

シラバスは、全ての研究科等において整備され、オリエンテーション、シラバス集等の刊行物、ウェブサイト等を通じて周知している。

<5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。>

研究指導、学位論文に係る指導体制が整備されている。少人数によるきめ細かい研究指導を行っており、副指導教員制を採用するなど、研究指導上の様々な工夫が行われている。また、リサーチ・アシスタント制度やグローバルCOEプログラム等を活用して適切な研究指導を行っている。

<5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。>

修了要件、課程修了の認定及び成績評価については、東京大学大学院学則及び各研究科等の研究科等規則に定めており、オリエンテーション、大学院便覧、シラバス等により学生に周知している。各研究科等では、これらに従って、厳格性や一貫性を担保しつつ、成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

学位論文に係る評価基準は、各研究科等で策定し、大学院便覧、シラバス等の刊行物やガイダンスを通じて学生に周知しており、適切な審査体制の下、論文審査が行われている。

(専門職学位課程)

<5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。>

法学政治学研究科法曹養成専攻、公共政策学教育部公共政策学専攻、工学系研究科原子力専攻及び医学系研究科公共健康医学専攻では、それぞれの専門分野の特性に応じて、教育課程が体系的に編成されている。また、高度専門職業人の養成という目的に即して、高度な研究に裏打ちされた実践的な教育を行っており、授業科目の内容は、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。なお、全ての専門職大学院において、履修登録単位数の上限を設定している。

<5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。>

専門職大学院の教育課程や教育内容は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という教育目的に合致しており、その水準は、当該職業分野の期待に十分にこたえるものとなっている。

<5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。>

講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスは、専門分野の特性に応じて適切に設定されている。また、専門分野に応じて事例研究、フィールドワーク等を活用している。さらに、専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム等に採択され、「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」(法学政治学研究科法曹養成専攻)、「原子力教科書シリーズ」の整備(工学系研究科原子力専攻)など、特色ある教育方法を展開している。シラバスは、全ての専門職大学院で作成しており、学習の手引きとなっている。

<5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。>

成績評価基準や修了認定基準は規則等に明記されており、ウェブサイトやシラバス等に掲載して学生に示し周知しており、基準に従って公平かつ厳格な成績評価が行われている。また、「成績評価の説明願」の申請を受け付けるなど、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じている。

基準6 教育の成果

＜6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。＞

学生が在学期間中の研究成果により、国内外の学会等において数々の受賞を果たすなど、顕著な教育成果が認められる。また、学生への授業評価アンケートの結果から、各学部・研究科等の教育目的に即した教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

学部卒業後の進路は、大学院への進学が卒業生全体の過半数を占める。修士課程修了者のうち博士課程に進学した者の割合は、3割以上に及んでおり、また、修士課程修了者の就職先の約7割が企業等の研究者・技術者であるほか、大学教員、研究機関、公務員等にも多くの人材を輩出している。博士課程修了者の就職先は、大学教員が約1割を占めるほか、研究機関や、企業において研究者、技術者に就いた者が相当程度を占める。専門職大学院では、国家試験合格者を相当数輩出するなど、当該専門職大学院の教育目的に照らして、十分な成果を上げている。

さらに、卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取等の結果から、各部局の教育目的に照らした成果が上がっていると推察される。

引き続き、教育の成果や効果の積極的な把握に努め、教育内容・方法の更なる改善に資することが必要である。

基準7 学生支援等

＜7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。＞

東京大学の特色である進学振分けの仕組みを有効に機能させるために、進学に関するガイダンスを適宜実施するとともに、「進学情報センター」において個人的な進路相談や修学相談に応じている。

また、学部前期課程では、「学習アドバイス制度」、「協力教員制度」、「学習チューター制度」等を通じて、学生の様々な学習に対する相談に対応している。各学部・研究科等においても、ガイダンス等を適切に実施するとともに、独自の学習支援体制を設け、個々の学生の相談・指導・助言に対応している。

障害のある学生への学習支援については、バリアフリー支援室を設置して支援体制を強化し、部局のイニシアティブのもと支援活動を実施している。

外国人留学生に対しては、留学生センターでの日本語教育のほか、部局において様々な支援策が講じられている。

＜7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。＞

各部局に自習室が整備されており、有効に活用されている。また、「駒場コミュニケーション・プラザ」の開設など、様々な課外活動支援策を講じており、活動の円滑化・活性化に寄与している。さらに、「学生教育研究災害傷害保険」について、在籍する全学生を補償対象とし、学生の福利向上を図っている。

＜7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。＞

「学生相談ネットワーク本部」を立ち上げ、「なんでも相談コーナー」を創設するなど、多面的に学生を支援する体制を強化している。また、「キャリアサポート室」を設置し、外国人留学生、ポスト・ドクターを含めた

東京大学

キャリア形成支援を推進している。

外国人留学生に対しては、留学生相談室、柏 I0（インターナショナルオフィス）推進室等の支援体制を構築するとともに、ビザ・コンサルティング等の取組を通じて生活支援の充実を図っている。

経済面での援助については、各種奨学金制度や博士課程院生に対する経済支援策など、大学独自の経済的支援策を講じている。

さらに、東京大学が直接運営する保育園を開設し、学生等の利用に供している。

基準 8 施設・設備

< 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。>

校地・校舎面積は、大学設置基準第 37 条等の規定により算出される必要な面積を上回っている。講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習施設等については、各部局の特性に応じて教育研究活動に必要な種類と数を備えている。バリアフリー環境については、「バリアフリー意見交換会」を通じて情報収集に努めるなど、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮している。

ICT 環境については、情報基盤センターにおいて必要な環境を整えているほか、「駒場アクティブラーニングスタジオ (KALS)」、「福武ラーニングスタジオ」など、先端的な教育環境も整備されている。

< 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。>

本郷、駒場、柏の 3 図書館のほか、各部局の特性に応じて図書館室が適切に整備されている。また、図書、学術雑誌（国内誌・外国雑誌）、電子ジャーナルが系統的に収集・整理されている。さらに印刷資料と電子的資料を併せたワンストップの利用環境の整備やオンラインによる利用質問の受付・回答サービス等、IT 化を含めた利用環境の整備を推進することにより、情報活用の利便性が飛躍的に向上している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

< 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。>

全学的な教育活動及び学生の教育状況のデータは、「UTask-web」、「UT-mate」等において一元的に管理している。各部局では、アンケート調査や学生との懇談会等により学生の意見を把握し、これらの結果を、ファカルティ・ディベロップメント活動等に活用している。個々の教員は、これらを踏まえ、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善に努めている。また、学生生活実態調査を継続実施しており、多面的な分析を行ったうえで、各部局における検討等に役立てている。

さらに、経営協議会、産学連携協議会会員企業のほか、各部局の運営諮問会議等を通じて学外関係者の意見を求め、自己点検・評価等に活用している。

< 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。>

全学的な「教育改善検討部会」の指導のもとで、部局におけるファカルティ・ディベロップメント活動の質の向上を図っている。また、各部局のファカルティ・ディベロップメント活動を通じて、組織的な教育の質の向上を図り、授業の改善等に結び付いている。

教務に携わる職員に対しては、全学的に多様な研修を企画、実施している。また、ティーチング・アシスタント (TA) には、補助業務の内容等について、採用時等に必要な説明を行っている。

基準 10 財務

<10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。>

東京大学の資産は、法人化の際に国から継承した財産を基本としており、平成 20 年度期末においても教育研究活動を遂行するために必要な資産を有している。債務についても過大ではないと判断される。また、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が確保されている。

<10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。>

収支に係る計画は、適切な策定プロセスを経て、中期計画及び年度計画の中で明確に定めている。また、当該計画は本学ウェブサイトにて掲載し、広く関係者に周知している。

収支計画に基づき、収支はほぼ均衡している。短期借入れを行うことなく、経常利益を計上しており、過大な支出超過はない。学内の資源配分は、全学的な方針に基づき、適切に行われている。また、総長のリーダーシップの下、総長裁量経費を戦略的に配分しているほか、戦略的、機動的な資源配分を行うため、全学教育研究資金、研究支援経費等を活用している。

<10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。>

財務諸表等は、官報で公示するとともに、決算の概要等を含めウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。また、財務に対しての会計監査については、監事による監査、会計監査人による監査及び内部監査により実施しており、監査結果を踏まえ順次改善を図っている。

基準 11 管理運営

<11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。>

役員会、経営協議会、教育研究評議会等の管理運営のための組織が適切な規模で整備され、実質的な活動を行っている。また、総長のリーダーシップの下、迅速かつ効果的な意思決定を行うため、総長室、大学委員会、副学長、総長補佐及び総長特任補佐を配置し、それぞれの役割を明確化している。さらに、総長秘書室、総長顧問、総長室顧問、総長室アドバイザーやマネージメントスタッフを置き、総長の職務遂行を強力にサポートしている。本部事務組織については、法人としての戦略的企画立案機能と大学としての教育研究推進機能の双方について強化を図り、大学の諸活動を支援するために適切な規模と機能を備えている。

危機管理に関しては、防災マニュアルの策定、感染防御対策、研究費不正防止のための取組等が着実に実行されており、これらは新任教職員研修等を通じて周知・徹底している。

教職員によるボトムアップでの自律的な改善を推進しており、教職員の業務改善提案に基づき、様々な業務改善を図っている。また、経営協議会や産学連携協議会等を通じて、学外関係者の意見を収集し、管理運営に反映している。

職員の資質の向上を図るため、職種・職責に応じた各種研修を組織的・体系的に用意するとともに、自己啓発や講習会等も奨励している。また、「東京大学幹部職員行動指針」、「東京大学職員キャリアガイド」等の冊子を作成し、キャリア形成や自己研鑽に役立てている。

<11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。>

「東京大学憲章」において管理運営に関する方針を定め、その方針に基づき、学内諸規則が整備され、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

大学の活動状況に関するデータは、各種データベースに蓄積され、教職員が必要な時に活用できるよう整備

されている。また、学内専用ポータルサイトを整備し、業務運営に関わる各種資料や、マニュアル等を整理、掲載している。

<11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。>

中期目標・中期計画に即して、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われており、その結果は、刊行物やウェブサイト等を通じて、学内外に広く公開している。各部局では、運営諮問会議や研究者コミュニティ等を通じて、学外者の意見を取り入れ、研究活動の改善に活かしている。

教育研究活動の状況等は、公開講座やシンポジウムなどを通じて、社会に発信している。また、「TODAI TV」、「UT Open Course Ware」など、ICTを活用した情報発信を推進している。海外に向けた情報発信にも精力的に取り組んでいる。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_tokyo_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1	東京大学憲章
	2	学部ごとの教育研究上の目的
	3	研究科等ごとの教育研究上の目的
	4	平成21年度新任教職員研修 日程表
基準2	2	学部ごとの教育研究上の目的
	3	研究科等ごとの教育研究上の目的
基準3	1	東京大学憲章
	5	東京大学基本組織規則
	6	東京大学数物連携宇宙研究機構における支援・特例措置の概要
	7	各部局事務組織一覧
	8	東京大学ティーチング・アシスタント実施要領
基準4	9	大学案内ー東京大学で学びたい人へー
	10	女子高校生向けのパンフレット「Perspective」
基準5	2	学部ごとの教育研究上の目的
	9	大学案内ー東京大学で学びたい人へー
	11	学部・学科別要求科目一覧
	12	進学のための履修ガイドブック
	13	進学振分け
	14	大学院における学生の交流状況
	15	世界的専門誌に掲載された修士論文リスト（数理科学研究科）
基準6	16	学生による授業評価アンケート（学部前期課程）
	17	前期課程教育の出口調査
	18	大学教育の達成度調査
	19	企業等関係者へのアンケート調査
	20	学位授与状況（修士，専門職学位）
	21	学生の受賞状況（主な事例）
	22	学部卒業者の大学院進学状況
	23	大学院修了者の修了後の状況
基準7	9	大学案内ー東京大学で学びたい人へー
	24	学生相談ネットワークが作成した各種パンフレット
	25	各部局における外国人留学生等に対する支援体制の整備状況
	26	柏IO（インターナショナルオフィス）推進室
基準8	27	東京大学キャンパス整備計画概要等
	28	施設等の有効利用に関する関連規程等
	29	施設・設備の利用案内等（事例）
基準9	16	学生による授業評価アンケート（学部前期課程）

	30	UTask-web, UT-mate 機能一覧
	31	東京大学標準実績データベースの紹介
	32	東京大学前期課程教育の理念と実践－授業担当者のための必須マニュアル－ (抜粋)
基準 10	33	法人化後の学内予算配分に関する報告書
	34	総長裁量経費の配分状況等
	35	戦略的経費について (総長裁量経費を除く)
	36	東京大学内部監査実施要綱
	37	監事監査及び内部監査実施実績 (平成 20 年度)
基準 11	1	東京大学憲章
	4	平成 21 年度新任教職員研修 日程表
	5	東京大学基本組織規則
	37	監事監査及び内部監査実施実績 (平成 20 年度)
	38	東京大学事務組織規則
	39	東京大学本部事務組織所掌事務規程
	40	東京大学基本組織図
	41	東京大学の業務改善～5年間の取り組み実績
	42	研修、自己啓発等一覧
	43	諸規程の整備状況
	44	年度評価・中期目標期間の評価結果を踏まえた改善事例